

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（使用済樹脂貯蔵タンク増設））【7】」

2. 日時：令和4年11月22日 14時36分～17時12分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他11名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク（SRST）増設 設置変更許可申請 コメントリスト
- ・資料2 伊方発電所3号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事に係る補足説明資料
- ・資料3 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事 設置許可申請 審査会合・ヒアリングスケジュール（案）
- ・資料4 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る設置変更許可基準規則への適合性（コメント回答）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから伊方発電所の使用済み樹脂貯蔵タンクの増設、能に係る許可の申請を、のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:14	それではご提出いただいている資料 1 から 4 についてですけども、ちょっと大賀空今日確認できている範囲でちょっとヒアリングをさせていただければと思います。
0:00:27	そういう意味でちょっとまず、こちらから主に
0:00:31	前回のヒアリングで確認させていただいた資料 2 の、
0:00:39	10 ページぐらいからですかね、9 ページぐらいからかな、条文整理の話の考え方は、まずその部分を一つ。
0:00:48	あとは個別条文でいうと、30 条と、あとは 10 条の誤操作防止。
0:00:56	主にそこら辺のちょっと適合性能に関してのちょっと事実確認。
0:01:00	あと最後に 1 回 5 イノウエ等、資料 4 としてお出しいただいているパワーポイント、この確認と、大きく 3 三つぐらいのメニューでやらせていただきたいなと思ってますけども、
0:01:12	その三つのメニューに関して、何か資料に書かれてる内容とかでちょっとその説明が足りてない。そこは口頭で補足したりですとかって話って何かそちらからありますでしょうか。
0:01:30	四国電力木村です。衛藤。
0:01:35	いただきました方向で進めていただけたらと思いますのではいよろしくお願いいいたします。
0:01:40	はい。規制庁西内です。まず条文整理のところからですけど、
0:01:44	少しお待ちいただいてもいいですか。
0:01:48	衛藤さん規制庁ニシウチですまず上部性のところからですけど規制庁側から何かちょっとまずコメントというか確認というか、ありますか。
0:01:57	はい。規制庁の仲野です。私の方から上部の整理の関係で何点か質問させていただければと思います。
0:02:05	まずですね、
0:02:06	11、資料の 11 ページのところからなんですけれども条文の不条文整備のフローのところから進めさせていただきたいんですけども、
0:02:15	衛藤。
0:02:16	フローについて
0:02:19	周辺の説明も修正いただいていると思うんですけども、特に③架空の条文の分かれるところですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	13の部分なんですけれども、
0:02:32	注3で今回書いていただいているところっていうのが、
0:02:35	申請対象設備の適用条文となった条文のうち、
0:02:39	この申請内容が許可の基準適合性結果、確認結果に影響するか否かで判断するっていうところをまず書いていただいているんですけれども。
0:02:49	これはですね1000、前回のヒアリングを踏まえてなんですけれども、前回のヒアリングの方で規制庁の方から確認させていただいた方針っていうのがその企業間の範囲で読めるのかどうかっていうところの観点で、
0:03:02	確認させていただいたのかなと思っております。
0:03:05	で、書いていただいているその評価の確認結果の影響に営業するか否かというところだと、耐震とかの部分、
0:03:15	0になるのかどうかっていうところはまたちょっと論点になってくるんじゃないかなっていうふうに考えてるところなんですけれども、こちらの部分についてちょっとご説明いただければと思います。
0:03:32	四国電力の木村でございます。こちらのフロー図につきましては、前回のヒアリングで議論させて、
0:03:42	いただきました事項というところを踏まえまして真木強化の評価の申請内容の記載内容、
0:03:53	によって本申請の基準適用の
0:03:57	確認結果に影響を与えないことが説明可能かどうかという観点でイエスノーを判断するというところで見直させていただいてございます。
0:04:10	その観点で例えば四条、
0:04:13	というところをもおっしゃっていただきましたけれども、今回新たに増設する使用済み樹脂等タンク、
0:04:22	に対しては、
0:04:26	新たに設置するものに対して既許可では、このとせ地震による損傷防止に対する、
0:04:36	設計方針というところは、説明をしていないというところで、今回の申請書の逐条の説明の中で、設計方針適合のための設計方針、
0:04:48	ご説明させていただいて、それに基づき適切に設置する必要があるというふうに整理させていただいて、
0:04:55	あとイエスというふうに丸野条文に整理をさせて、
0:05:01	いただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:03	参画とをしたものにつきましては、5条でありますとか6条というところを、
0:05:11	に始まりまして、真木強化の説明、
0:05:18	の中で、
0:05:22	既設の使用済み実証タンク、
0:05:26	を含むような安全施設等を設計基準対象施設等に対して、建屋で防護するという設計方針をすでに
0:05:36	ご説明をさせていただいていると。その内側で今回の増設、担保は増設しますけれどもその内側で、
0:05:44	その後、設計の内側で今回増設をするというものをというところが既存の設置許可の中の記載で読み取れると。
0:05:57	いうふうに考えまして3角というふうに整理をさせていただいております。
0:06:03	条文整理の考え方というかイメージはそういうような考え方で整理をさせていただきました。
0:06:11	以上です。
0:06:15	規制庁の仲野です。
0:06:16	今ご説明いただいたところに関してなんですけれども、まずですね影響を与えること、影響を与えるかどうかについてというところで、
0:06:27	えっと考えるとまた前回のヒアリングの話にちょっと戻ってしまうかもしれないですけども、その影響を与える度合いであったりとかっていうものをどうするのかっていう判断、
0:06:38	別府丸はどうするのかっていうようなところに入ってきてしまって、
0:06:43	具体的に言うと29条、
0:06:45	の部分だったりとかっていうと、どれだけ影響を与えるのかっていうところを確認する必要がありますよねと、そういう話になってくると思うんですよね。
0:06:54	津波だったりとか外部衝撃だったりとかっていうところは例えば外部の障壁の、
0:07:02	損傷の防止6条の関係だと、今回別紙のところでご説明いただいておりますけれども、
0:07:10	許可の中で建屋、
0:07:13	2、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:15	の中に設置してあってその建屋で防護するっていうことが許可の中で説明されているので今回、影響与えるものではないっていうことは方針としては
0:07:25	技術、既存の許可上で、我が国できるものがあるのかなと思うんですけども、29条に関しては、
0:07:35	今回ご説明いただいてる、
0:07:39	資料の31ページ以降ですか、のところなんですけれども、
0:07:43	こちらについて
0:07:47	評価における線源の選定の考え方とかっていうところで以降説明していただいているんですけども、
0:07:56	こちらの部分がそうですね。
0:08:01	まず
0:08:05	許可、今、評価の内容で、ちょっとどこで説明されているのかどうかっていうところから確認。
0:08:12	したいなというふうに思っています。
0:08:28	そうですねなので、まずは先ほどちょっと私の方からも申し上げたんですけども、
0:08:33	すでに許可されている。
0:08:36	内容で読めるかどうかっていうところが一つ論点になるかと思ってます。ちょっと繰り返しになりますけど、建屋の中でこうするとかっていうところだったら、この許可の内容で読めるものが、
0:08:46	あるのかなっていうふうには理解はしているところです。なので、29条のところ、今回説明していただいているフロー図だったりとか、今回あると思うんですけども、そういったものがその期間をどこで説明しているのかっていうところを確認させていただければと思います。
0:09:09	施行電力ミシマです。
0:09:11	31ページからの資料についてご説明させていただきます。
0:09:16	31ページで、設置久我基準規則の解釈の方に、
0:09:22	発電用軽水型原子炉施設の安全審査分一般公衆の線量評価においてというのは、
0:09:29	踏まえて、
0:09:33	29条については適合性を示しますということが、記者規則の解釈の方に書かれております。で、一般工事の線量評価については何が書かれてるのかっていうのを、
0:09:44	この梓学校のところで、そのままですね、情報文書抜いております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:52	原子炉建屋とか、そういったものについての、
0:09:56	建設線量とかっていうのは、施設の位置、下げ構造地形条件等によって異なるけれども、
0:10:03	大きい場合でも空気カーマで年間 50 マイクロぐらい程度ですと、固体廃棄物方向とかそういったものについては、
0:10:11	また廃棄物の蓄積によって、増大性を予想されるものの、
0:10:15	設計上の配慮とか、ゴトウー適正な配置とか、遮へい材とかによって、
0:10:20	整理を十分低くすることは可能ですと。
0:10:24	ということで、直接開催については、人の交流の可能性ある敷地境界において、
0:10:30	線量の基準に比べて、十分小さな値になるように施設を設計し、管理することを、設置許可申請書等において明記するならば、特に審査に際しその線量評価する必要ないと考えているというのが、
0:10:43	甲斐線量評価に使われております。で、29 条についてはこれ、これらの記載を踏まえて、記載としてございます。具体的には
0:10:56	参考資料の、
0:10:59	1 に記載しておりますけれども、本部の方に、設計基準、5 項のところちょっと参考に抜いてますけれども、
0:11:07	どこのところで、責任対象施設は、通常時において、
0:11:12	先ほど述べたことで、ご注目できる設計とすると書いておまして、
0:11:16	添付資料 8 のところにも、同様に設計するというふうに書いております。
0:11:22	なので
0:11:24	具体的なその線源設定については、書くような、まず、
0:11:29	記載方針になっていないというのが、この踏まえたものとしております。
0:11:33	実際の線源設定については、その審査に際して、こういった考えというのを、
0:11:40	例えば原子炉補助建屋であれば、2 ポツの既許可における線源設定の考え方に、
0:11:46	記載しておりますようなことを審査資料でお示して、現在の許可をいただいているような形になります。で、
0:11:53	そこにはこれまでのヒアリング等でも、口頭でご説明させていただきましたが、
0:11:59	原子炉発電の機器の場合については、地上階上で外周コンクリートに設置しておかれている。
0:12:05	ようなものは線源として考えておまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:08	その他の機器ってのは地下階に置かれてる場合とか、
0:12:11	岩松知とかですね、上部の遮へい器によって十分遮へいされるので、
0:12:17	影響はありませんというのを示してください
0:12:20	今回、SRSTについて参考として、
0:12:25	簡易に評価を示したものが 35 ページにありますけれども、
0:12:30	仮に評価したとしても、FSRSTについては、
0:12:36	直接性については、地下階にありますので、十分遮へいされておまして、
0:12:41	万一開催についても、上部に十分なコンクリート厚ありますので、
0:12:46	建屋上部の外壁表面ですね敷地境界でなくて外壁表面であったとしても、年間 0.1 マイクロ死別程度ということで、
0:12:56	一般公衆の線量評価に記載されているように、
0:13:00	十分低いというのが確認できております。なんで具体的な線源設定には書いてはないんですけれども、
0:13:07	この方針ですね、50 マイクロするという中で読めるものというふうに考えております。以上です。
0:13:20	規制庁の仲野です。少々お待ちください。
0:13:28	衛藤原子力規制庁ニシウチです。
0:13:31	衛藤。
0:13:33	ちょっと改めてもう一度確認なんですけど、
0:13:36	今の 29 条の話でいうと、
0:13:46	今は、
0:13:48	案、31 ページのところと言うところの、
0:13:53	安全評価指針の、従ってというパラがあるじゃないですか。
0:13:59	で、従ってというパラが、施設を設計し、管理することを申請書等で明記するならば、特に審査に際しその線量を評価することは必要ないと考えるって書いてあって、
0:14:12	ここに沿って、
0:14:16	いわゆる既許可の方針の範囲内だからいいでしょっていう、そういう理解をしてるってそういう理解ですか。
0:14:24	要はちゃんと 33 ページの方にもそういうふうに設計するよっていうことは明記しているので記憶起業家の方で、
0:14:33	でっていうそういうそういうロジックと思えばいいんですけど。
0:14:39	香川です。ごめんなさい。四国電力の香川です。衛藤設置許可申請書では、この指針の方に従って 50 マイクロ以下と設計するというふうに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:50	に記載をしてございまして、今回SRSTの増設に関しても、その内容に変わるものではございません。以上です。
0:14:59	すいません規制庁西内ですけど、関わることはないっていうのは理解している。それはおっしゃる通りでしてそこは別に問題なくて、
0:15:09	関わることはないじゃなくて、結局、本文が変わるかどうかで、申請条文、マルバツ三角決めてるわけじゃないんですよね。
0:15:19	本部が変わんなかったとしても耐震みたいに0にしている例もあると思っ ていて、じゃあ何でこれが三角になるのかっていうと、その31ページの この従ってっていう段落で読んでるってそういうことなんでしたっけ。
0:15:33	ちょっとその理解が違ってればまたちょっと説明いただきたいんです けど。
0:15:36	はい。執行部ではご指摘の通りでございます。
0:15:39	わかりました。ちょっとですね若干まだ認識が、
0:15:44	違うかなっていう気はしていて、ちょっと私はこう理解しているっていう ところなんですけど、もし事実確認として何か違うのであればまたその事 実関係を説明いただければと思うんですけど、この従って、えっとです ねまず、
0:15:57	そう読むのであれば、
0:15:59	これ、設置許可本文に記載って言うなれば
0:16:04	これ多分建設当初から多分ずっとある記載だと思うんですけど、概念は 多分ずっとちょっと若干記載は変わってるかもしれないですよ。
0:16:12	なのでこの記載がしているから、
0:16:15	この従ってっていうところに沿って、今後も、
0:16:18	対象外ですっていうのであれば、どの申請でも対象外にしかならなくな いんですか。
0:16:25	ちょっとそのロジックが若干破綻している気がしてですね。
0:16:28	ここの従ってっていうパラは、別に審査不要だって言ってるわけではなく て、審査に際してその線量进行评估することは必要ないって言ってるだけ であって、
0:16:39	こうやって設計するよっていう話は、皆設計方針変える必要があるかど うかありますけど、別にここは、
0:16:46	ここのその新設計し、
0:16:48	管理することっていう部分については、別にそこまで審査しなくてもいい よと言ってるわけではないと理解していますとまず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:56	その具体例でいうと、以下、同じような四国電力等の過去の申請で言う とですよ、乾式貯蔵キャスク建屋を設置する許可をいただいていると思 いますけど、
0:17:08	そのときには 29 条 0 にしていただいているんですよ。
0:17:12	そのときの 29 条が〇審査条文っていうことこの理解と今回の違いはどこ にあるんでしたっけ。
0:17:22	少なくともそこは従ってっていうこの文章で違いが出てくるものじゃない と理解してるんですけど。
0:17:33	絞り込みました。そこはご認識の通りで、
0:17:39	今回のSRSTでいうと、もともとその原子炉補助建屋内の線源設定をこ うしてますっていうところなので、そこと変わり、そのの照らすと対象では ないと、新しい建屋を作る場合については
0:17:53	もちろん 29 条対象というふうに考えております。以上です。はい。規制 庁西内です。まさにそのの線源設定の考え方ですよ。
0:18:03	その後、話が 32 ページのところを書いてある、まさにこのフローだと思 うんですよ。じゃ、このフローが、例えば、許可とかで明確に書いてい ればうちも理解できるんですよ。
0:18:15	過去にこういうふうな考え方をして行って、そもそも近いこの話はまだ明 確に含んでませんっていうのが言えればいいんですけど。
0:18:22	これってどうどこかで、趣旨が読めるんですかね。読めないですよ。
0:18:28	要は端的に言うと、今回の樹脂貯蔵タンクが 1 階にあれば、0 になるわ けですよ。
0:18:35	地上階以上であれば、
0:18:39	味が地上階以上でかつ外壁コンクリートに接していればイエスになるわ けですよ。
0:18:48	正田ミシマさん、ご認識の通りです。はい、安倍衛藤イエスになったとっ て結局は線源として考えるって話ですけど。
0:18:57	結局、ちょっとその説明したい内容が何かトゥーマッチで最初で指針を 引っ張って行って、従って線量評価は必要ないって言うところから、 ここでは線源として考えるか考えないかについての説明をしていて若干 またここでのトゥーマッチが起きていて、
0:19:11	で、
0:19:12	衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:15	結局最初に仲野からも話しましたが、影響を与えるかという話でいうとメルクマールが結局明確にならないですよ。この間ヒアリングでも話した時には、そこは結局既許可の辺、
0:19:27	申請書及びテンパチウメキ許可の範囲内かどうか。
0:19:33	聞けば読めるかどうか。
0:19:34	ていうところを念頭に置いてたと思うんです。そのメルクマールとして、
0:19:38	そのメルクマールの話言うのであれば、
0:19:40	今回の話は、まさに図 1 の考え方というか、
0:19:45	要は地下に置く場合はそもそもこれは、例えばですよ、地下に置く場合は、こういうALARA設計、こういう
0:19:55	33 ページで今言っている。
0:19:57	直接線スカイシャインによる線量が十分低減できる設計とそもそもしないですよ、そういう話だったらわかるんですよ。
0:20:08	何か理解ができるんですけど。
0:20:10	そういう観点でちょっと私がまだ事実関係が理解しきれないという部分なんですけど。
0:20:18	私のちょっと理解できてない点で理解いただけますでしょうか。
0:20:36	まず一つずつかですかね。
0:20:39	安全、キャスク建屋の時に新しい建てオクから、
0:20:43	今回は、でも違うよっていう話に関して言えばそれは既許可の、
0:20:49	記載と、等々を踏まえて、
0:20:52	どういうふうに違いが出てくるんですか。
0:20:55	両方ともそのこういう設計をしますよ。
0:20:58	十分に低減できる設計としますよっていうことは変わらないんじゃないですか。
0:21:04	入れていただいて、
0:21:05	四国電力の香川です今、
0:21:08	審査資料の 31 ページのところまで四角囲みさせていただいてる。
0:21:14	部分の上、一番上の部分になるんですけど、原子炉建屋等々、
0:21:20	すでに設置されてる既設の建屋の場合は、大きい場合でも 50 マイクロ以下と試算されていると。
0:21:26	ここをとらまえて、既設建屋の中に、その最外周以外の部分に線源が増えた場合でも、大きい場合でも 50 マイクロなので、
0:21:35	50 マイクロ宣言すれば良いと。ただ、新たな建屋を作って新たな線源を置く場合はそこではないと、そういうふうに解釈してます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:43	規制庁西内です。まず確認したいんですけど、
0:21:49	今回の使用済み樹脂貯蔵タンク、あとはその種周辺の差は遮へいとかもありませんけどね。
0:21:55	は、
0:21:57	こういう
0:21:59	十分低減できる設計としてるんですかね。
0:22:03	例えばそもそも考慮してないんですか。配置関係が、そういう場所だから。
0:22:18	はい。4. ショウガンーカガワですと、ご認識の通りで、
0:22:21	もともとの評価でも地上階最外周、
0:22:27	いわゆる遮へいが建屋の中で最も少ない部分。
0:22:30	について評価を、の対象としていて、建屋の内側ですとか、地下階とかっていう部分は、もともと評価対象線源としては考慮してございませんので、
0:22:40	オカの扱いは同じ時に考えてます。
0:22:43	規制庁西内です。評価対象外かどうかっていう話を今してるわけではなくってっていう話を確認したいわけではなくてですね。
0:22:51	今回の使用済み樹脂貯蔵タンク室、タンクっていうのは、この 33 ページのこの設計方針ありますよね設計基準対象施設は低減できる設計とするって書いてますけど、
0:23:01	この設計をしてるんですかしてないんですかっていうとどっちなんでしたっけ。
0:23:11	絞り込みしますアノしてございます。規制庁西内ですそうですね。してるんですといったときに、
0:23:18	多分先ほどの話で言うとしているものの、そもそももう 31 ページ目のこの 1 段落目のところで、こういう遮へい構造とか施設の位置、地形条件とかによって異なるが、概ねこれくらいですって話がありますと。
0:23:33	ここの朝に施設の位置遮へい構造、地形条件等がっていうところで読もうとするのであれば、まさに今回は、
0:23:39	地下 1 階のそういった場所に設置することで、数低減できる設計としてるっていうそれだけなんじゃないですか。だから、線量の評価までは不要であるってそういう話なんじゃないですか。
0:23:52	となんか理解をしたんですけど。
0:24:03	そういう理解はまざってますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:09	確かでしょ。ご認識の通りかと思えます。ありました、規制庁ニシウチです。であれば、最後にあれですよ多分津波とか外部衝撃とかと一緒にですけど、地下 1 階はそういう考慮不要であると。
0:24:22	でっていう話は、既許可申請の範囲でどう読めばいいんでしたっけっていう話に最後行くと思うんですけど。
0:24:31	例えば津波とかは、既許可申請の設計方針として明確に書かれていて、だから今回も自明でしょって言うわけですよそれはすごい理解が進むんですけど、今回はその地下 1 階にあるっていうことを既許可申請の設計方針としてどこでどう読めばいいんでしょうかという質問ですね。
0:24:50	はい、江藤小電力カガワですまたあの指針に戻ってしまうんですけど、
0:24:55	一番下が区分Ⅱが上の部分で、原子炉建屋、A棟と書いてて、
0:25:01	施設内自社以降の地形条件等と異なるがというふうに記載されていますので、ここの中にすべて法がされて、これまでは 50 マイクロ以下とするという宣言だけ書きされされてきたというふうに認識しています。
0:25:14	規制庁西ですけど、まず指針じゃなくて既許可の設計方針でオクお聞きをしているのでそこでお答えいただきたいというのがスタートなんですけど。
0:25:24	その上で指針のこれも、結局施設の位置とかによって異なる遮へい構造とかによって異なるって書いてるんですよ。
0:25:31	それしか書いてなくて、異なることしかわからないんじゃないですか。
0:25:35	じゃ地下 1 階だったらいよいよっていうのはどう理解すればいいんですかねこれはあれなんすけど地下 1 階であれば、どんな条件でもOKってそういうことなんですかね。
0:25:57	規制庁西内です。あの中ですねちょっとまずすみません私の言い方がちょっとあれかもしれないですけど、何か絶対に認めないよっていう気持ちはサラサラなくて、ちょっと事実確認としてちょっと必要なことをお聞きしたいだけというふうにまず思っていたきたいんです。
0:26:11	で、そこら辺がどう許可の範囲で読めるかっていう説明をいただかないとうちもなかなか、これで明確なねわかりましたというふうな、なかなかまず理解が及ばない部分があるので、ちょっとまずそこはご理解をいただきたいんですけどね。
0:26:25	で、
0:26:27	まず、どうお考えなんでしたっけっていうところですよそこに対して、
0:26:39	当然

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	十分な遮へいさえあれば問題ない。例えば近田としての上が
0:26:45	ペラペラのですね、
0:26:47	何も遮へいしないような料金になる場合は、
0:26:50	スカイシャインとかっていう影響もあろうかなと思うんですけども、
0:26:55	基本的にはその遮へい設計とかでその辺は担保できてるというふうに考えてございます。以上です。はい。規制庁西内です。正直ですねサブは、
0:27:05	私もそれなりに理解できてるつもりでして、お聞きしたいのは、既許可でどうやって読めばいいんですかってそれだけなんですよ。
0:27:12	それに対しての回答だけいただきたいというのがまず状況なんですけど。
0:27:16	それ笹その影響の実施した影響があると思っていて聞いているわけではなくて、
0:27:24	まずしっかりその既許可の設計方針っていうところに照らしてどうなんだっていう確認をさせていただいているというものとしてご理解をまずいただきたいんですね。
0:27:32	そこはよろしいですかね。
0:27:43	商品力決めて所長時間いただけたらと思います。はい。規制庁西内ですけど、例えばですよ。例えば、例えば、まさに今 5 章、ご紹介いただいているような施設の位置とか遮へい構造とか、そういったところと、
0:27:58	の状況を、例えば遮へい区分とかの図とか O. 9 とかがテンパチとかでも示してもらっているじゃないですか。そういうところとかで示していて、十分その低減できていることが説明できているところとかですね。
0:28:12	何かそういう説明がしゃべって既許可の範囲とかでセットで来るんだったらまだ何か感アノ確認の余地があると思っていて、今はそもそも既許可の設計方針の範囲内です。そこら辺、
0:28:25	変更するものではなくて勝アノ菊岡で読めるんですけどっていう説明が今はちょっと足りてないのかなという状況なのでそこを確認をしているというところでございます。
0:28:34	ご理解いただけますでしょうか。
0:28:40	ちょっとあれですかねまだ、いや、僕の問題意識がちょっとまだあれですかね伝わっていないのかちょっと僕が今理解不足なのかっていうそこも含めてちょっとお聞きしたいんですけど。
0:28:53	施行令のカガワですご指摘の方は理解しました。
0:28:58	はい。規制庁西内です。そういう意味では

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:01	今まさにその機械 1 階にあるからいいでしょって言うているその理由の部分。
0:29:07	だ。
0:29:08	許可の範囲でどう読んでるんだっていうのがどういえるのかっていうのがよく理解できないっていうところですね。
0:29:14	その部分でのちょっと確認をさせていただきたいというところでもうご理解をいただければと思います。
0:29:21	だから少なくとも
0:29:25	まず趣旨ちょっと私の理解としてお伝えをし、今ここがちょっとまだ事実確認できていないというところも含めてちょっと 1 回お伝えをしますのでちょっともしそこで事実誤認があればまたお話いただきたいんですけど。
0:29:37	まず、
0:29:40	テンパチ本部先発には 33 条、33 ページの通り、
0:29:48	33 ページの本文 5 がすべてですけど、
0:29:53	設計基準対象施設っていうのは、十分に低減できる設計としますという方針は言っていて、その中身の括弧書きのところには使用済み燃料乾式貯蔵施設を除く他の施設、
0:30:06	と、あとは乾式貯蔵施設って書いてるので結局だからすべての施設、
0:30:11	がまず対象には入ってるわけですよ。
0:30:14	だから補助建屋とかがそもそも対象外とかそういう話はなくてすべての施設が対象外でそういう設計とするっていうことを謳っています。
0:30:21	で、今回の樹脂貯蔵タンクについては、まずこの設計をするっていう発言はいただいています、
0:30:28	まずこの枠に入ってくると思うんですよ。
0:30:31	例えば耐震とかと一緒に、過去耐震設計、タンクについて造成するタンク水の耐震設計はそもそも設計方針とは言っていないのでっていうのか、いや入っているんでっていうのかっていうところだと思うんですけど。
0:30:47	いわゆるそもそももう松波みたいなイメージで、建屋内であれば防護できてることが自明であると、それは許可の既許可の設計方針、中核的休暇の申請書テンパチの範囲で読める範囲なんだ。
0:30:58	というふうにして、こっちは同じように三角って言うのか、いや読めないんで、だから耐震と同じですよ、耐震と同じ読めないんで⑦っていうのかどっちかのパスなのかなというふうに理解をしていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:09	その理由づけが、今まさに事実確認ができていないところ。
0:31:14	四国電力の方からは地下 1 階であればという話はあるんですけど、それがどこでどう読めばいいんですかっていうのが理解できないところ。
0:31:22	というふうに私は全体として理解をしましたが、認識合ってますでしょうか。
0:31:30	もし間違っていれば訂正補足をいただければと思うんですけども。
0:31:42	江藤四国電力秋葉ですはい。衛藤ご指摘の趣旨をお伺いしましたので所長お時間いただいております。
0:31:48	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。すいません少々お時間いただいたとおっしゃってるのは、
0:31:54	今日このまま 1 度ちょっと待っていただいて、ちょっと考えていただいて回答いただくのか何か別の確認を進めて、今日のヒアリングの最高もしくは次回とかに仮回答いただくのかというどういうイメージでしょうかね。
0:32:16	食電力の木村です。もしよろしければ 1 トン、こちらちょっとお時間をいただいてちょっとこちらで検討させていただきますので別の
0:32:26	件でご質問とか、ご説明させていただくようでしたら、そちらの方進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
0:32:37	はい。規制庁西内です。了解しました。ちょっとあわせて条文整理の関係で、6 条をちょっと確認したい。
0:32:44	けど、
0:32:56	すいません先にあれですね。
0:32:58	五町の津波の方なんですよね。
0:33:04	5 条の津波の方で、
0:33:07	これ前回のヒアリングでも少しちょっとさらっと概略は確認させていただきましたけど、
0:33:12	代替設備により必要な機能を確保するなどの対応。
0:33:17	で、
0:33:18	いうことは、これは本文とテンパチにはしっかり書かれてるって理解でいいんですよね。
0:33:32	四国電力平田です。少々お時間いただいてもよろしいでしょうか。
0:33:38	はい。
0:34:09	あ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:09	四国電力のキムラですもしよろしければ先に6条の外部からの損傷の防止の方でご質問がいただけるのであれば、ちょっと先星そちらを回答させていただこうと思いますが、
0:34:20	規制庁ニシウチです結局一緒の話なんですよね。
0:34:27	既存の原子炉補助建屋内に設置する古藤D。
0:34:33	防護できてますよって話は、
0:34:37	既許可の申請書でどういう理解すればいいんですしたっけっていうちょっと確認をさせていただきたかったというところですね。
0:34:50	9電四国電力伊原です。
0:34:54	六条で今ご質問で、ご質問いただいた既許可の、
0:35:00	条文の中で
0:35:04	施設の安全性が担保される点がどこで確認できるかということなんですけれども、6条、
0:35:11	言いますと通しページの20ページ以降、
0:35:14	別紙でつけたようにそのまま適合のための設計方針、菊川の設計方針を記載してございまして、
0:35:22	事象によっていろいろ、
0:35:24	書き、
0:35:25	連ねていっているんですけども例えば洪水大は敷地自体でそもそも影響がないと、風であれば、安全施設は、風荷重を建築基準法に基づき設計し、ということで建屋が機械的強度を有することでもって、
0:35:38	内包するもろもろの安全施設含めて安全機能を損なうことがない設計とすると。
0:35:43	というようなことで、書いてございます。
0:35:46	ここは一応そんな形で、そうですね、ちょっと1個ずつちょっと潰していきたいんですけど。
0:35:52	洪水は明確ですよ、敷地にはそもそもこうで考えられませんかと言ってハザードからそもそも落としてるっていうところで、設備設計何も関係しないですってことだと思んですけど。
0:36:02	はい、風に関しては綾部さんには説明いただいたところです。なんですけど、
0:36:07	安全施設は、それに対し、機械的強度を有することによりっていうところで、施設内の手洗いの設備は建屋自体で持ってますよって話わあ、
0:36:18	明確には目そのワードは明確には書いてないっていう理解ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:24	そうですね建屋一つ一つ挙げて出たその建屋で強度を持った案でもって、それ、
0:36:32	の内包する機器がこれとこれとこれと言ったようにそのすべてを網羅的に書き上げているわけではございませんでこの記載。
0:36:39	のみによってご判断いただいているものになります。
0:36:43	はい。規制庁の石津です。ヤマダこの設計方針に基づいて具体的にやっていることは中間建屋のなかーについては建屋でたたまってますよっていうことをやってるわけですよ。
0:36:55	今回ワー建屋自体の設計は変更してないのもう明確でしょうってそういうことですよ。
0:37:02	はい、そうなります。建屋内に設置してある機器についてもそれ、それがどこにあるかと。特にその個別能勢設備側で何か設計方針をうたっているわけでもなく、
0:37:12	その安全施設それぞれに区別があるわけでもないということで既設のSRSDと、これから新たに設置しようとするSRSについても区別がないはずで、
0:37:20	アドナ、同様に新しく設置するSRSに関しても、建屋内で防護されるということがこの記載で読めるというふうに考えてございます。以上です。
0:37:33	はい。
0:37:37	規制庁西内です。
0:37:39	そうですね。ちなみになんですけど、
0:37:43	六条シリーズの核はあると思うんですけど、各ハザードすべてに関してその建屋で防護しますっていう話は、どこでもうたわれてないんですけど。
0:37:54	この一番最初の下、洪水と風っていうところだけなのか他の部分は例えば竜巻とかはそれこそ、そういったところをうたわれているのか。
0:38:04	%。すいません。すいません。竜巻のところですけども四国電力伊原ですが、
0:38:12	通しで 22 ページに移りましてBポツ竜巻防護対策のところの下の箇条の一つ目のところ、竜巻防護施設を内包する施設及び、
0:38:22	により内包する、竜巻防護施設を防護し、構造健全性を維持し、というあたりが建屋による防護に相当するところになってございます。
0:38:31	はい。規制庁ニシウチ。
0:38:34	そうですねあれ。
0:38:35	あれですよ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:38	10、
0:38:42	何ページ
0:38:46	5条の方が明確にこれ建てないっていう話を押さえてもらっていて、
0:38:52	6条は建屋内っていう話を、
0:38:56	一応記載はいただいているんですけど、
0:39:00	ああそうか、だから、結局一緒か。
0:39:04	葉山さっきの29条の話とも関連するんですけど、結局許可のは、範囲でどう読めるかってところだと思うんですよね。
0:39:13	そういう意味でいうと、風の記載は若干、
0:39:17	明確には書かれてないなっていう気はするんです。
0:39:21	明確には、
0:39:23	っていうのもこの記載自体はそれに対して言ってるので安全施設自体が
0:39:29	機械的強度を有するような記載にしかになっていないじゃないですか。
0:39:33	と言いつつ、ただ例えば竜巻の方でいうと、明確にその内包スルー。
0:39:40	施設、
0:39:41	言ったような防護しますって話を書いてあって、湯山達真キーの
0:39:46	風による構造強度の健全性っていうなれば竜巻に包絡されるんだよねっていう部分も、これ実際の評価そうやっていると思うんですけど。
0:39:54	そういう部分があるのでそういう関連性で含めて、何か明確に読めるかなあという気がするんですよね。
0:40:02	というところ
0:40:04	言うと、
0:40:06	いわゆる建屋内で防護するっていう趣旨が、既許可の設計方針の中でどこまで読めるかっていうところは言うならば29条たまたま共通の話かなと思っていて、
0:40:19	こっちの方は竜巻とかを明確に読める。
0:40:22	で風は多分そこに包絡されるっていう繋がりでは何か明確に組み立てられるのかなという気はするんですけど、やっぱり29条がちょっと読みづらいかなっていうところでやっぱり改めてもっていうところですかね。
0:40:35	そういう意味でちょっと残りの部分も確認したいんですけど。
0:40:38	(4)の凍結っていうのはこれ屋外機器でっていうところを限定してるので、そもそも今回は対象外っていうことは明確にいえるってそういう理解でいいんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:48	はい、ご理解の通りでございます。はい。規制庁西内です。で、降水に関しては、
0:40:59	降水に関しては、
0:41:04	これはそもそも屋外
0:41:07	明確には書いてないですけどまあわかるでしょってことなんですかねこ屋内構内排水で集水してっていうのはこれもその奥が猪瀬屋外だけですよね。
0:41:18	はい、ご理解の通りでよろしければ私の方から各事象について説明差し上げようかと思いますが、よろしいでしょうか。すみません。はい。ではまずこの降水についてでございますけども、
0:41:30	通しページ 23 ページの方の上の方に移りまして構内排水で集水し会計排出を行うということで基本的にそういう排水を設計とか、そういう屋外側の設計で、
0:41:41	について述べているところでありますので適用外と。
0:41:46	いうところになります。下の段落のところ、土砂崩れで土石流というのにずい随件事象として書いてるんですけども、
0:41:54	土砂崩れの方に関しては、最初の洪水と同じく、敷地自体で、
0:42:10	規制庁ニシウチですけど聞こえてます。
0:42:15	でございます。どうぞ。はい。まず構成は以上です。すみません。若干、
0:42:21	若干途中が多分消えてしまったんですけど、今ご説明いただいたところってあれですね土砂崩れわあ敷地で落としていて、土石流についてもそういう地域はありません。地すべりは止めますよってそういう説明をいただいたと思えばいいですかね。
0:42:36	はい。そのあたり説明いたしました。はい。そうですね括弧が明確な範囲ですよ。括弧ロック続けてですけど。
0:42:46	はい。こちら、積雪でございますけども、
0:42:51	風と同様建屋の強度設計の話述べてございまして、安全施設は建築基準法に基づく解析をしますので安全機能を損なうことがないという説明になります。
0:43:04	ここは若干あれなんですかね 9 日風と一緒になんですかね、結局建築基準法に基づきっていうのは積雪荷重の設定だけですよね、建屋を建築基準法に基づき設定設計し、そういう文章ではないですよ。
0:43:19	ちょっと安全。すみません。四国電力伊原でございますが、この安全施設という主語がかなり包括的なものでうたわれていまして、
0:43:32	るんですけども、安全施設の中に建屋が含まれてまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:36	その他点について建築基準法に基づき設計しというふうに、
0:43:41	いうふうに作文してるところでございます。
0:43:45	はい。規制庁西内ですわかりました。残りの分でも多分大体そうなんですけど、
0:43:52	結局多分、事象自体がそもそも屋外の事象だからっていうのが大体、
0:43:58	もうその時点で明確だからっていうのがあると思うんですよね。
0:44:01	竜巻とかで多少新基準で追加要求かかった部分を明確に書いているものもそうじゃない部分を多分抱えていない部分もあって、
0:44:09	ていうのはまだ多分事象を踏まえたような明確かどうかで多分それから能登四方なのかなあという理解をしていますと。
0:44:16	ちょっともう1回29条絡めてですけど、それを踏まえて29条行ったときに、やっぱり旧安全評価指針の方でも、施設の位置とか、遮へい材のそういった
0:44:27	センスはあると言っているんで、そういうところを踏まえて既許可でどう読めるのかっていうのを多分言っていただかないと多分理解ができないっていうところに行くのかなと思います。
0:44:37	六条は概ねあれですね明確に書いてるかっていうと書いてない部分もあるけど、ハザード的に読むってそういうことなんですかね一部については、
0:44:48	四国電力湯原です。はい。やはりここ、安全施設という広い手法を使って、記載している部分になりますんでどうしても建屋がどうっていうふうに直接的に
0:44:59	読みづらいところも、
0:45:02	ルーのはそうかとは思いますが、
0:45:06	最終決定をして、この内容でもって建屋、
0:45:09	で防護する設計とか、
0:45:11	が表現できているというふうに考えてございますし、これでもって現行の3号施設の本体側の部分について安全施設全般適合性確認いただいていますので、この記載で問題はないというふうに考えてございます。以上です。
0:45:26	はい。規制庁西内です。理解し、
0:45:32	わかりました。ちょっとあれですね
0:45:36	相模川の中、13ページのサマリーの方なんですけど、多分竜巻防護施設とかは多分そこは明確でわかりやすい例だと思うので、ちょっとそういったものをちょっと具体的に前に出してもらって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:50	例示として示してもらいつつ、こういったところから設置許可の範囲内です、許可の範囲内ですよってというような文章でつなげていただいた方がより明確かなと思いますけどもいかがでしょうか。
0:46:02	四国電力伊原です。わかりやすい部分の例示を前に出すことで廃棄再見直しさせていただければと思います。
0:46:10	はい。規制庁西内です。ありがとうございますそういう意味では五条も結局その確認だけしたくて五条もこれ明確に設置するってところは、
0:46:18	或いは、
0:46:20	津波による影響等から隔離可能な設計として既存の建屋内っていう趣旨は読めるって理解でいいんですけど。
0:46:31	四国電力平田です。先ほどのご質問も踏まえて回答させていただきたいと思います。
0:46:43	津波につきましては、テンパちいに記載されてましてええと、
0:46:49	テンパチの 8-1 の 221 ページというところに記載されてまして、読み上げますと、
0:46:56	クラス 3 設備は損傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とするを記載しておりまして、それから、
0:47:08	後に進んで 100 ページ、
0:47:24	そこから敷地の特性に応じた津波の防護の基本方針というものを説明しておりましてそこで、
0:47:37	衛星設計、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する他、
0:47:44	建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするとしておりましてそこで読めるという考え方になっております。
0:47:56	以上です。
0:47:58	はい、規制庁ニシウチですわかりました
0:48:01	あれですね既許可の設計方針におい、既存の建屋内に設置する対応で、いわゆる管内閣内郭防護で隔離が分かれていますって話もキキョカーに書いてあるってところも含めてちょっと明確に記載いただければ、
0:48:16	より明確になるのかなと思いますけどいかがでしょうか。
0:48:24	うん。四国電力平田です。そうしましたら五条川津波の方も、備考欄に許可に、
0:48:33	を内包する建物確認に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:37	設置して設置してあって確認が得れているという趣旨のことを、追加で記載する形で対応させていただきたいと思います。はい。以上です。よろしくお願いします
0:48:50	ちょっと一旦ここで 10、
0:48:55	11 ページの方にちょっと戻りたいんですけど、
0:48:59	アノ期、
0:49:01	ラクタムは私が認識しているの認識してここで確認したいのは、影響するかどうかではなくて、最初にアノゴトウナカノからもお伝えしましたけど、
0:49:12	現許可キー設置許可の、
0:49:17	確認結果ではなくて、既許可の設計方針の範囲内かどうか。
0:49:23	それでよき強化の設計方針で読めるかどうかというもうそれだけなのかなあという。範囲内っていうんですかね、適用がない。適用ない。そういうその中の話なんですっていうそういうメルクマールなのかなというふうに理解をしていて、
0:49:38	その上で、今津波とか、外部衝撃の例えば竜巻とかに関しては、建屋内についてはもう防護できているっていう趣旨も含めて、もう、
0:49:47	機構の設計の範囲内で明確に読めるので、三角でしょうということで、
0:49:53	新設のタンクなんだけどそういう説明もセットであるので対象外なんですよということで理解ができたところなんですけど。
0:50:00	そういう意味で 29 条はその観点がちょっともう少しいうところなのかなというふうに理解してるんですけど、イメージ合ってますでしょうか。
0:50:13	保険料の比留間です。はい。コメントの趣旨は理解いたしました。
0:50:19	ご指摘の点はプロの方の表現も冬季オカな設計方針はないかというところで、
0:50:26	ちょっと影響するかという記載にしておりますけれどもその部分も踏まえ、
0:50:32	見直しをした上でというご趣旨でよかったでしょうか。うん。規制庁ニシウチSESでして結局影響するかしないかだけでいうと耐震とかがもうなんかバツになっちゃう気がするんですよ。
0:50:45	そこら辺がちょっとやっぱりこの比木だと読みづらくて、
0:50:49	まさに許可の範囲内だったら別に追加の確認不要だけど、既許可を外れるのであればそれはその影響の程度によらず追加で確認するんでしょうっていうのが基本だと思いますので、
0:51:00	だから設置変更許可ですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:02	だから結局あの範囲内、まあちょっとワーディングはその四国電力の中でもしっくりくるものにそれは修正いただければと思いますけど、イメージとしてはそういうものでとらえてますというところでございます。
0:51:13	そういったところで前回共通理解だったのかなというふうに私はちょっと理解をしてたので、もし違うのであれば、明確に違うと言っていただければ結構ですし、
0:51:23	そうなのであればそう分かるように修正をいただければ結構ですというところでございます。
0:51:29	色電力のキムラです。衛藤。
0:51:31	今回の衛藤条文の整理につきましても評価の設計方針、
0:51:36	説明ができるか範囲内かというところの観点で整理をしたものですのでそのような方針でちょっと
0:51:44	記載の方も見直しをさせていただこうと思います。以上です。はい、規制庁西内ですよろしくお願いします。あとそれで1点だけなんですけど、三条だけちょっと確認具体的に、
0:51:54	けど、
0:51:56	江藤さん城野、
0:52:03	そういう意味でいうとすいません3条は、
0:52:05	今の56条29条の話を踏まえて、
0:52:09	どういうふうに説明できるかちょっと、まず確認してもいいですか。
0:52:16	四国電力平田です。3条につきましては、
0:52:21	まず、セ設置許可の方から確認していきますと、具体的なページ番号とかもおっしゃっていただければこちらで見れますので、
0:52:33	承知いたします。
0:52:38	めちやくちゃ。
0:52:39	まず設置許可の本文4ページになります。
0:52:46	4ページの、年、
0:52:48	した。
0:52:52	下6行目からの記載になるんですけど、
0:52:59	はい、どうぞ。
0:53:01	はい。読み上げますと、タイ東海林耐震重要施設及び、使用済み燃料乾式貯蔵容器以外の設計基準対象施設については、
0:53:12	耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、
0:53:18	接着に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:22	という宣言をしております、ここで設計方針、
0:53:25	頭から宣言しております。
0:53:28	そのあと点。
0:53:31	添付書類 6 に飛びます。
0:53:37	資料ご準備可能でしょうか。大丈夫です。どうぞ。
0:53:41	はい。
0:53:48	添付書類 6 の
0:53:53	6-3 の 115 ページからになります。
0:54:05	はい、どうぞ。
0:54:06	はい。ここで地震力に対する基礎地盤の安定性評価というものを、
0:54:13	宣言しております(1)番で解析条件、
0:54:20	下いて 10 は 118 ページで、解析手法でここで当間当該SRSDを含む、AB建屋を含むこと、原子炉補助建屋を含むことを宣言しております。
0:54:34	(3)で、評価内容説明して、
0:54:38	(3)のbのところ、
0:54:40	支持力、基礎定年における、
0:54:44	地震に最大、
0:54:46	接地圧を求めると宣言をしております。
0:54:49	さらに下行ってもらって 119 ページの(4)、評価結果のところでは評価結果を申し上げます。
0:55:01	6-3 の
0:55:03	120 ページ。
0:55:05	の、
0:55:05	ところで下から、
0:55:09	下から 9 行目のところで耐震重要施設、
0:55:13	の基礎地盤は、及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤はから、接地圧の確認をした結果を記載しております。
0:55:23	ここで 3 条地盤に、
0:55:27	の補助建屋、
0:55:29	の設置圧等については、既許可で確認済みとなっております。以上です。
0:55:35	規制庁西内です。ありがとうございます。まず、補助建屋とかも含んで評価対象ないで評価してるよっていうことは確認できました等で、このなお書きで最後書いていただいている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:55:47	例えば前、
0:55:50	要はこの評価の時の所、解析条件ですよね、解析条件のところとかで具体的な重量とかまでは書いてないけどってそういう理解でいいんですかね。
0:56:01	はい、ご認識四国電力平田です。ご認識の通りです。規制庁に終日わかりましただからいうなればそこはあれですよ津波とか、竜巻のときも、
0:56:13	龍間キーは建屋で防護しますっていう設計方針をうたってるけど、別にその具体的な共同計算の条件とかまだ別に書いてなくてと。
0:56:22	で、だからこのなお書きの話はまさにまとめレベルの話であって今回持つ、だからこそなお書きで書いてもらってるってそういう理解でいいんですかね。
0:56:37	四国電力平田です。ご認識の通りです。
0:56:40	わかりました規制庁西内です。この部分って、ちなみになんですけど
0:56:48	建屋全体の重量と、この設備に伴い増加する重量ってそういう具体的な自治ってここに記載いただくことって可能ですか。
0:57:02	正確性を期すというよりは大体イメージ感っていう理解なんですけど。
0:57:11	知久電力の木村です。衛藤所長お時間いただいたらと思います。わかりました。ちょっとそこの記載もご検討いただければというところで
0:57:21	どういうことだけまずお伝えさせていただいて1回次に進んでもいいですか。
0:57:26	はい。承知しましたよろしく申し上げます。はい。規制庁西内です。
0:57:43	あ、すみません規制庁西内です。
0:57:46	あと9条とか11条とかあります。9条じゃないすみません、七条とか11条とかありますけどこの辺は割と明確な分類なので、あと29条の話だけ確認ができれば概ね、
0:58:00	フロアの共通認識を明確に持ってたと思いますので、あとは29条にそのフローに沿って29条がどういえるかって事実確認が残っているのかなというところで、また準備ができたと思いますけども、
0:58:12	一旦今日まず条文整理についてここまでというところで、356についてはちょっと充実、記載内容の充実というところをちょっとご検討いただければと思います。
0:58:24	29については様々な多分説明のラインというところからちょっと明確にいただければいいのかなと思いますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:30	いうところで、ちょっと一旦ここで条文整理を終えて、ちょっと残りちょっと具体的な逐条でちょっと今日時点で確認を進めたい部分をまず確認をさせていただいて、
0:58:41	先ほどお話した 10 条と 30 条ですけど、をさせていただいて、あと最後にちょっとパワーポイントの確認を今日はまずさせていただきたいなと思いますけど、一旦ここ、また次畜場進んでしまってよろしいですか。
0:59:01	少しお待ちください。
0:59:04	規制庁の中野です。そうしましたら個別の条文の関係の確認させていただければと思います。
0:59:12	私の方から 10 条の関係ですね、いただいている資料の 121 ページからなんですけれども、ちょっとそちらについてから確認したいと思います。
0:59:24	まず、なんですけれども 121 ページの適合のための設計方針のところなんですけれども、
0:59:31	現在ですね資料の方に解釈の 2 を記載していただいていると思うんですけど、まずですね解釈の 2 で書いてある、
0:59:41	想定事象管理の容易な操作についてなんですけど、現状の申請内容だと、
0:59:49	非常、既存の盤に設けるっていうことを、今記載していただいているんですけど、適合している理由として、
1:00:00	既存の場に設けることっていうところだけを説明いただいているとですね正直、どういう内容で容易な操作をしているのかってところが、読めないって点と、
1:00:12	あとは、
1:00:15	ですね、想定している所条件、
1:00:19	事象の条件ってというのが、どういうものを想定してるのかってところが今説明が足りてないのかなというふうに認識しています。
1:00:26	で、まずですね想定している環境条件ってというのは何を想定しているのかってところ、あとは、その上、事象が発生した場合にはどういう対応をしているのかってところについてまず一点お伺いさせていただければと思います。
1:00:51	榎まで所長時間いただきます。
1:03:51	町電力のキムラで進めてお待たせいたしました。今回増設します。使用済み樹脂貯蔵タンクにつきましては、
1:04:01	異常な過渡変化とかも設計基準事項の時に、操作するようなものではありませんので通常の状態において、通常環境を操作できる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:14	より待つロックに設置しております。節の操作盤で操作アートができるように設計しております。
1:04:26	また自体はその収支の位相をというのは特殊な操作になってきますので操作時には、現場に巻き兆候を入れて操作を実施するという
1:04:37	ような、あと操作の内容オオクマ調査の状況というところになります。以上です。
1:04:47	規制庁中野です。今回のタンクについてはその過渡事象だったりとか、DB事象だったりとかっていう時にはその操作がまずするものではないということで、
1:04:57	今回の解釈のところにあるような、
1:05:03	環境条件の想定等は特に必要があるものではないということに理解しました。こういった部分についてちょっと資料の中に充実化していただきたいなっていうのが1点。
1:05:16	お願いしたいと思います。
1:05:19	ここまでよろしいでしょうか。
1:05:22	多少しました。まず、操作時の環境条件等について説明書の方へと充実させていただきたいと思います。はい。
1:05:30	よろしくお願いします。続けてなんですけれども私も先ほどちょっと、
1:05:35	もう1点触れたところでもあるんですけれども、
1:05:39	容易に操作ができる設計っていうところなんです、説明いただいている内容だと、既設の盤に設けることでっていうところを理由として記載していただいているんですけれども、
1:05:51	まずそれだけ記載していただいとですね、こういった内容で具体的に、
1:05:59	容易な操作ができるのかっていうところまで読めないと思っています。
1:06:03	なのでまず、まだ自分の理解なんですけれども、
1:06:11	既存の盤っていうものはすでに容易な操作ができる設計であるということが認められていて、今回のタンクの操作に関する
1:06:23	盤っていうのも、すでにその容易な操作が認められているその既存の盤に設置するので、容易な操作ができる設計であるっていう理解でまずよろしいでしょうか。
1:06:37	四国電力の木村ですコニシの通りです。
1:06:40	規制庁仲野です。そうするとですね我々としては、まずその既設の盤について、どういう点で容易な操作ができるのかっていうところも含めて、ご説明いただきたいなっていうふうに思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:55	今、説明資料の中で容易な操作ができるっていうところって説明は、
1:07:01	どうでしょうか。自分の中で、説明なかったかなと思うんですけども。
1:07:08	当四国電力の木村です。江藤先ほども既設の戦略にも
1:07:14	大幅に
1:07:16	具体的に、
1:07:19	としましては
1:07:21	説明書の 124 ページのところですね、
1:07:26	先ほどの盤面の配置のイメージをおつけさせていただいて、銘板を取りつけたり、でありますとか、
1:07:37	表示灯とか計器、監視が必要なものについては見やすいような形をして
1:07:44	誤差が容易にできるようにしているところをご説明させていただいてございます。
1:07:52	規制庁の中野です。あと 123 ページ以降の誤操作の防止に係る設計方針というところで、こちらの部分っていうのは、
1:08:01	10 条の 1 項 2 項含めての設計方針っていう理解でよろしかったですね、ちょっと若干勘違いして 1 項の部分の話を記載してるのかなと。
1:08:11	若干認識していたんですけどそういったものではないっていう認識でよかったですか。
1:08:19	色電力のキムラですけどすみません 10-2 っていうところのまず記載がタイトルがちょっとわかりにくかったかもしれませんけれども、
1:08:31	野球場に対する、第 10 条の誤操作の防止というところの全体に対して、その方針を、10-2 の
1:08:42	設計方針の中でご説明をさせていただいているというところでございます。
1:08:48	規制庁中野です。そうすると、まあ、そうですね 123 ページ以降がその 10 条の 1 項 2 項含めて説明しているっていうところは理解したんですけども、
1:09:00	容易に操作ができるものっていうので、そうですね。
1:09:06	まずその
1:09:07	既設の盤についての情報が、もうちょっと欲しいかなと思っていて、
1:09:16	既設の盤で表示するものは、何かそもそも何なのかっていうところだったりとか、今赤字で 124 ページに追加するものは記載させていただいてますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:26	何を、そもそも表示するものなのかであったりとか何を契機として、表示するものだったりとか、何を操作するものだったりとか、既設の場についての情報を、
1:09:37	まずは明示していただく必要があるのかなっていうふうに思っています。
1:09:44	まずその部分について情報を追記していただきたいなと思っているんですけどもよろしいでしょうか。
1:09:52	電力の木村です。承知しました。
1:09:55	ここについてはパッケージだとか表示等について
1:09:58	も充実させていただきたいと思います。
1:10:01	はい。よろしくお願いいたします。
1:10:05	少々お待ちください。
1:10:07	仲間。
1:10:12	重症化
1:10:14	し、
1:10:17	うん。
1:10:18	手話繋がるか。
1:10:23	な数字なの。
1:10:28	容量ですか。
1:10:32	ちょうどようやくやな。
1:10:34	設計方針、そうですね、その他の状況です。はい。
1:10:47	規制庁の中野です。そうしましたら先ほど申し上げたところについてですね
1:10:53	追記いただく。
1:10:55	というところをお願いいたします。
1:11:02	10条に関しては私の方から以上なんですけれども、規制庁他のものか、何か確認事項があれば、
1:11:16	規制庁のナカノです。すいませんちょっと私の方から先ほどアノ以上っていう申し上げたんですけどすいません追加で1点確認させていただければと思います。
1:11:23	衛藤最初に確認させていただいた環境条件の件なんですけれども、環境条件、
1:11:31	DBとか加藤でしょうの時には操作するものではないっていうふうにご説明いただいたんですけども、例えば

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:39	移送操作の所、移送操作を行っているときに、外電喪失だったりとかそういった事象が起きた場合の措置っていうのはどういったものを対応するのか。
1:11:51	その点、確認させていただいてもよろしいでしょうか。
1:12:06	四国電力の木村です。
1:12:09	あと位相サトウがマークしている途中に、まず名前と事象が、改善措置であったりとかそのような事象が起こった場合には、その現場に張り付いてる人間、
1:12:25	麻生さんの停止操作というのを実施するということになるかというふうに
1:12:30	考えます。
1:12:34	規制庁の菅です。
1:12:36	操作してる時には必ず人がいる。
1:12:38	ということから、そういった事象が起きた場合にはすでにすぐに移送の停止操作を停止するっていうことをですね、承知いたしました。
1:12:51	その点についても、説明資料の中に説明を続けていただければと思いますよろしいでしょうか。
1:13:00	東北電力のキムラで承知しました。現状でサノ125ページの辺りですね。
1:13:06	江藤ヨシノイトウサノ、ページみたいなのところもちょっと記載させていただいておりますので、この中で、何か何か
1:13:18	操作中に事象が発生した場合にはこのような、
1:13:22	措置をしますというところをちょっと追記させていただこうかなというふうに考えますが、そのようなイメージでよろしいでしょうか。
1:13:28	規制庁中根です。そうですね手順のところろろで手順時に、発生した時の対応ということで追記いただければと思います。よろしく願います。
1:13:38	地方局のキムラで承知しました。
1:13:44	規制庁西内ですけど。
1:13:47	ちょっと念のため明確に確認しておきたいんですけど。
1:13:51	この環境条件の話に関しては、最初に合同、ご回答いただいたのはそもそもDBSAの事象が発生したときには、別にこれ安全停止もで運転手も関係しない系統なので、
1:14:04	何かしらそういう操作を必要とする系統ではありませんよねっていうのがまずありました。後でそれはイエスですよと。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:11	一方で今違う中間から確認した移送中に、そういう環境条件が発生した場合にも容易に設備を運転できる設計としている。
1:14:22	ていうのは、だからこの基準適合性として、
1:14:26	まさにどういう環境条件を想定するかっていうところは想定していないというよりはまず想定はしてるんです。そういう場合にも、受水槽中においてはそういうふうになんかできるようにしてますってそういう理解でいいですか。
1:14:47	要は今適合のための設計方針として 122 ページにその 2 についてって書いてもらってますけど、
1:14:53	ここに環境条件等が何も記載されていないんですけど、何かしら
1:14:58	想定はしてるってそういう理解でいいんですかね。
1:15:12	小燃料のキムラ所長お時間いただきます。
1:15:20	規制庁西内です。少々お時間いただきますというのはまた別の話をまた続けちゃっていいっていう理解ですかね。1 回ここで止めておいた方がいいですか。
1:15:30	江藤へと。
1:15:32	少しの時間で回答できると思いました。
1:16:38	プライベートスズキウメキ。
1:16:45	四国電力、木村ですすみません、お待たせしました。
1:16:52	一応設計方針です。当間運転時の異常な過渡変化や、設計基準事故時に操作が必要な箇所について、その操作時の環境条件を想定しというところになりまして、
1:17:05	今回の設備につきましては、これらの操作を行うような設備ではありませんので、
1:17:13	その環境条件を想定してるかというところにおきますと、衛藤。
1:17:21	現状の方針ではしていないというところになるのかなというふうに考えます。
1:17:25	規制庁西内です。ちょっと確認したいんですけど、今ご説明いただいたのは、1 項の解釈の話ですか。
1:18:02	規制庁西内ですけど、聞こえてますか。
1:18:06	ごめんなさい。
1:18:07	はい。
1:18:09	規制庁西内ですけど、今ご説明いただいたのは、1 項の解釈の話でしたかね。
1:18:24	消防力のことです。いや 2 項のところの環境条件というところ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:30	に対して運転時の異常な過渡変化とか設計基準事故発生時、
1:18:36	発生するような環境条件、については今回の
1:18:45	田宮についてはそのような操作を行うものではないので、そういう環境条件については想定してないという
1:18:59	規制庁ニシウチです。
1:19:02	ちょっとその解釈の共通理解だけ取りたいんですけど、
1:19:09	ここで
1:19:11	来てる。
1:19:13	ちょっと待ってくださいね。
1:19:14	あれ。
1:19:17	この解釈で言ってるのって、当該操作が必要となる理由となった事象が、
1:19:26	ここは例えばですけど、イメージしやすいのは地震とかですよ、地震とかでスクラムしてそのあとの
1:19:34	加藤事項対応とかをする場合を想定したとして、
1:19:38	有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件まさにだよシントウお客さんも入ってると思うんですけど、別にそういう場合の対応とかは多分こうここで読むんでしょねと。
1:19:48	そういう読み方をしてるってそういう理解でいいんですよ。
1:20:05	四国電力の木村です。衛藤ご認識の通りかと考えます。
1:20:10	規制庁西内です。ちょっと、もう目のため確認なんですけど、改めてなんですけど2行が今回対象になる理由って何でしたっけ。
1:20:21	2項の解釈、容易に操作することができるっていうのはまさにそういう場合ですと、
1:20:27	でも今回そもそもそういったDSA書か当時の
1:20:31	仲社長の事象が起きて対応するような設備ではないんですとだから対象外なんですってことは何か2個そのまま対象外っていう話ではないんですか。
1:20:40	そう考えてないってそういうことですか。
1:20:43	ここ電力の木村です。条文としましては安全施設は容易に操作することができるものではないなければならない。
1:20:50	というのが規則の要求かなというふうに考えておまして、
1:20:56	その用意操作できることができるというところについては、そういう環境条件を想定した場合であっても、良い設備を運転できる設計であるって

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	というのが、追加で記載されているのかなというふうに書かれてまして、2項自体は、
1:21:11	安全施設等に対して適用される条文というふうに考えますので、適用されるんだけど、解釈の細かい解釈の中の細かい、
1:21:22	要求までは、要求というか、基準については適用しないものもあるのかなというふうに考えます。
1:21:34	規制庁西内です。
1:21:37	ちょっと私あんまりの十条って、正直見たことがなかったのでちょっと加古羽根関含めて確認をしておきますけど、いやこれ単純に解釈読めば容易に操作することができるとは、
1:21:48	こういう設計であることをいうて言ってるので、先ほど追加しておっしゃいましたけど、
1:21:52	追加なんですかねこれ。
1:21:55	と思ってちょっと聞いてたっていうところがあって、過去あれですからそういうDDSに期待しないまさに今回のタンクのようなものでも、この10条2項への適合性として、
1:22:05	許可申請書を含めて説明をしていたとそういう理解ですか。
1:22:09	過去、過去の過去の3の適用性含めて、
1:22:25	四国電力の木村ちゃん、加古野地
1:22:29	いただきたいと思います。
1:22:32	衛藤課長の石垣ですけど、10条の1項は解釈とも一致してると思うんですよね。保守点検時とかも含めて
1:22:41	留意する措置を講じるっていつて特段状態を限定してなくて、
1:22:45	2項は、何か要因にさせることができるとはっていうところから始まっているので、何か、どこまで、
1:22:53	が要求なんだろうなっていうところがちょっと私もわかりかねた部分が若干あったんですけど。
1:23:10	四国電力の木村ですけどちょっと過去実績についてはちょっと確認するお時間をいただいたらというふうに考えます。
1:23:18	環境条件、条件そ、想定してもというところがあって、なので、してなくても良い。
1:23:26	しない状態であっても容易に操作できるものではなくならないし、そういう場合を想定しても、
1:23:34	容易に操作できるように設計をなさいというところが、
1:23:39	解釈で細かく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:43	追加でといたしますか記載されてるのかなというふうに考えますので現状は閉じこもってきはされるのかなというふうに考えてます。西内です。読み方だと思うんですけど、想定してるっていうのはあくまでこの
1:23:58	ように操作することができるとは、
1:24:00	想定してもこういう設計であることを言うという文章なので、
1:24:04	何かストレートに言えば、
1:24:06	そもそも想定しなくていいんですって意味で言うと、2個は対象外なんですだって想定しなくていいので、それだけなのかなと若干思ったんですけど。
1:24:13	ちょっと過去実績も含めてこちらでもちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、
1:24:20	衛藤。
1:24:22	そちらのご確認いただいた上では違うねってことでやっぱ修正をいただければいいのかと思いますし、逆逆にですよ、移行対象であればそういう環境条件は想定してませんっていうことは佐野からも最初確認いただきましたけど、この2についての適合性の中でそういったことは明記をいただくとそういう理解をすればいいですか。
1:24:44	職電力の木村です。はい。承知いたしました。
1:24:49	過去実績も含めまして以降、適用についてちょっと検討させていただいて、適用とする場合においては、その環境条件を想定し、
1:25:01	どういう状況を想定してるかということも含めて記載を充実させていただこうかなと思います。うん。既設ニシウチです。もう少し明確に記載の充実箇所だけなんですけど、この適合方針のところから変わるっていう理解でいいですかね。
1:25:15	ここは変わらないイメージですか。
1:25:18	ここから充実されるっていうそういう理解ですか。
1:25:26	当初各電力のキムラですと現状は、どちらかと言いますと10-2以降の具体的な記載のところで記載を充実させていただこうかなというふうに考えまして以降適用しないというのであれば当然この記載は変わるのかなというふうに、
1:25:42	思いますけれども適用する場合については、
1:25:44	モリ具体的な説明のところでご説明させていただこうというふうに考えてます。
1:25:51	規制庁西内ですわかりましただから端的に言うとテンパチをこのままだっっていうことですねイメージしてらっしゃるのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:58	が適用であればってことですけど。
1:26:01	はい、四国電力の木村ですけど現状そのように考えてます。規制庁西内です。わかりましたであればなんですけど、結局これ原発の記載を聞いてるだけなので、これをどう具体化したらこうなるんですってその繋がりがわかりやすいようにまずは充実いただくというところかなと思いました。
1:26:18	結局はについてのこの中に読めてないんだったらここにも追加が必要だなんていうふうな日本っていうふうに理解をしていますので、ここで読めるのであればこの中にどう、どう具体化してるんだっていうのがわかるような、
1:26:28	イメージで書いてもらえればいいのかと思います。
1:26:31	要は既設の制御まで設けることでこういうことが達成されるとかというのがわかれば、多分明確だと思うんですよね。
1:26:41	電力の木村です。衛藤。
1:26:44	強化のテンパ所の記載等も踏まえて記載については検討したいと思います。はい。規制庁西内です。理解できましてありがとうございます。
1:26:53	住所は以上でよろしいですかね。はい。
1:26:56	江藤続けて 30 条の逐条は、
1:27:01	三条の逐条の方で、ちょっと追加で確認をしておきたい点がありますので先にそこだけと思いますけども、タナカの方からよろしいですか。はい。
1:27:12	清と野中です。三条の関係で確認をさせていただきたいと思います。
1:27:17	具体的には 30 条の 3 項の関係なんですけれども、
1:27:24	現在ですね三条の 3 項というのがイトウっていうふうになってないんですけども、ちょっとそちらの内容について確認させていただければと思ひまして、まず 1 点目なんですけれども、
1:27:37	放射線管理施設とあと放射線管理監視設備の設置の状況についてお伺いしたいんですが、新基準の申請書上ですと、
1:27:49	エリアモニターを設けるってところの設定については、
1:27:55	各系統の放射性物質の濃度だったりとかCV内だったりとか燃料取扱他、
1:28:01	場所等の管理区域等の線主要箇所について、そのエリアモニタ等を設けるっていうふうにされていて、そのエリアモニターの設置の対象先の選定なんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:16	許可の刊本町だと思んですが、エリアモニターを設置する場所にその補助建屋っていうものは、選定されてないのかなっていうふうに認識しているところです。
1:28:27	まずなんですけれども、補助建屋の中にエリアモニターの設置等っていうのは現状されているのかどうかっていうのは事実関係確認させていただければと思います。
1:28:41	施行日は少しお時間。
1:28:43	確認ください、あれです。
1:29:20	思考カミシマンと補強体にも人が同時に
1:29:25	駐在する可能性がある場所とかそういったところにはエリアモニターを設置してございます。以上です。
1:29:32	規制庁の中根です。補助建屋の中にも、
1:29:37	エリアモニターは人が立ち入る場所であれば設置されているっていうことですね。
1:29:44	しっかりこれちょっと例えば科学室であってサンプリングする場所とかですね、そういった場所にはエリアモニターを設置ということもございませす。以上です。
1:30:00	どう、少々お待ちいただければと思います。
1:30:38	原子力規制庁ナカノです。エリアモニターの設置についてなんですけれどもちょっと
1:30:44	現状の許可の内容から確認させていただきたいんですけれども、
1:30:52	評価のテンパチのところなんですけれども、
1:30:55	8-8のはちい。
1:30:58	の部分。
1:30:59	なんです、今、確認できますでしょうか。
1:31:08	しっかり見せます。大丈夫ですお願いいたします。はい。88-8の部分なんですけれども、この中でレポートのエリアモニタリング設備っていうところなんです、
1:31:19	その中にエリアモニターを設ける区域は次の通りであるっていうところがありまして、その中に中操とか、放射線各室だとか、
1:31:29	並んでるんですけれども、
1:31:32	ここの中の現在、どこの該当なのかっていうところを教えてくださいてもよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:43	すいません。資料何のエアモニタ該当だっということになるんでしょうか。若井成志上席所長タンクについてはエレベーター設置する設計としては、
1:31:54	ございません。以上でした。
1:31:56	規制庁野中です。今補助建屋に設置されているものもあるっていうふうにお話いただいたと思うんですけども、あと補助建屋に設置してあるもので、
1:32:08	エリアモニターの設置設ける区域の中で連携してやる。
1:32:13	種類に該当するものが、どこに該当するのかっていうところを教えてくださいませんか。
1:32:19	施工記録します。括弧Bの保証、放射化学室、
1:32:25	(シ)の充填ポンプ室、
1:32:28	(イ)の原子炉系資料蔵出室。
1:32:36	ありがとうございます。規制庁の中出衛藤今お話だとB、C、
1:32:41	が該当ということですね。
1:32:55	と、
1:32:56	続けますけれども今、サイトウ、
1:33:01	補助建屋内に放射線監視設備がいろいろモニタリング設備が設置してあるっていう認識でよろしかったですか。
1:33:13	ショウジュミシマしたけど、BC、いいですね。あとちょっと廃棄物処理詰まったまま週末ちょっと図面を確認いたします。以上です。はい。
1:33:23	はい。規制庁仲野ですしよ。DCとあと廃棄物処理せずにあるかもってことですね。わかりました。すいませんちょっと直接タンクの話じゃなかったんですけども、
1:33:34	それを踏まえてなんですけれども、
1:33:38	今回のタンクに関して、新基準の許可の添発のところも、30条の適合方針なんですけど、
1:33:49	説明の中で従事者が頻繁に立ち入る場所に対しては、線量当量率等の情報の表示について、
1:33:58	説明がされていて、今回申請するタンクの室内っていうのは先ほどお話あったと思いますけれども、タンクの室内にはその場で人が立ち入らない。
1:34:09	ということで、エリアモニターを設置しないっていう理解でよろしい。
1:34:17	施行令及びその認識で問題ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:21	規制庁仲野です。はい、承知しました。そうしましたら次にタンク室内じゃなくて通路部のところなんですけれども、
1:34:29	通路部のところっていうのは作業員がその頻繁に立ち入る場所っていうところにまず該当するのかわかっていうところを確認させていただいてもよろしいでしょうか。
1:34:44	どこにも立ち入る場所にはございます。
1:34:48	立ち入る場所にはなりません。
1:34:52	作業員が頻繁に立ち入る場所っていうところでエリアモニター、
1:34:58	或いは線量当量率等の情報の表示っていうところがその該当する場所っていう認識でよろしかったですか。
1:35:07	使用しましたそういう認識がございまずずっとそのツールの方に
1:35:14	とか、
1:35:15	そういったところではないので、
1:35:18	通路部には常時エリアで設置する場所であるとは、考えてございません。以上です。
1:35:28	規制庁の仲野です。
1:35:29	通路部については人が立ち入る場所ではあるけれども、テンパチの30条の適合の方針に記載してあるような、
1:35:40	従事者が頻繁に立ち入る場所に対しては線量当量率等の情報の表示をしますよっていうところの該当にはならないっていう理解でよろしかったですか。
1:35:49	思考力、ご認識の通りです。
1:35:53	規制庁の仲野です。そうしますと今回の申請においてもそのタンクを増設するって失礼しますけれども、それを踏まえても、30条のその適合の方針については、特に変更はないよっていう理解でよろしかったでしょうか。
1:36:08	菖蒲です。ご認識だとですね。ですので逐条に書いてないと、そういった形になります。以上です。
1:36:16	規制庁中根です。承知いたしました。
1:36:20	少々お待ちください。
1:36:26	今自分の中に
1:36:38	規制庁ニシウチですけど、
1:36:40	ご解約理解できました。衛藤。
1:36:45	ちょっとまた確認、ちょっとこれは若干今回の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:48	っていうよりかは、まずそもそものところで確認したいんですけど、エリアモニターを置く場所の考え方。
1:36:56	で、
1:37:02	放射線業務従事者が結局これって要は人の被ばく管理の観点ですよ ね。
1:37:08	だからあれなんですかねその遮へい例えばですけど遮へい区分がこれ 以上で、
1:37:13	それなりに人が立ち入る場所とかっていう何かそういう考え方が何かあ るんでしょうか。
1:37:21	遮へい区分、
1:37:22	いう考え方ではないんですけども、
1:37:25	じゃあ、空ではないケア。
1:37:28	と放射線モニタリング。
1:37:30	電気、
1:37:31	協会の方で定めてございまして、
1:37:34	例えば人の立ち入る場所であって、地域操作等によって、線量率アサノ 高くなる恐れがある場所とかですね。
1:37:41	そういった場所についてはエリアモニターを設置すると、そういった方針 としてございます以上です。
1:37:47	規制庁西内です。
1:37:50	そういう意味でいうと、
1:37:57	通路部についてはその指針でいうと多分立ち入る場所にはなるわけ ですよ。
1:38:02	で、かつ何でしたっけ。
1:38:06	トーセ、制御盤。
1:38:09	通路部分に置いてある既設の盤があると思うんですけどこういう場で操 作をし得ると思うんですけど、特段その操作によってその通路部の何ヶ 所線量が上がるとかそういう話はないよねとそういうことですか。
1:38:23	施行日をしましたご認識の通りです。通路部については操作中も
1:38:28	線量あることはないという形になります。以上です。
1:38:32	規制庁西内です。衛藤。
1:38:35	例えば放射化学室とかなんかわかりやすいですよ何か車操作あと 試料採取室とかもうおそらく資料とかそういう状況によって何かしら変わ るんでしょうっていうことで連続的に多分エリアモニターで監視してるん ですっていうことなのかなあと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:48	例えば充填ポンプ室とかってどういうイメージなんでしょうか。
1:38:53	今の話に照らして言うと、
1:39:02	しかも、少し確認させてください。
1:39:08	少なくとも今回の使用済み樹脂貯蔵タンク室は、新しい管理区域を追加することにはなるんだけどそもそも1立ち入らない設計としているのっていうそこでもう明確な部分。
1:39:19	そして、言うならばだから三角形的な扱いをしてるってそういうことですよね。先ほどマルバツ三角の話させていただきましたけど、
1:39:26	既許可の方針設計方針として、こういう場所におきます考え方は人が立ち入る形じゃないかとかそういうところですよって話はもうすでにうたっていて、今後はそこに該当しないことが明確であるっていうそういう理解をすればいいんですかね。
1:39:42	執行及びご認識の通りですが、わかりました規制庁ニシウチつありがとうございます。ちょっとそもそもの
1:39:49	今の話でいうと、例えば一番冒頭の条線のところあると思うんですけど、
1:39:56	要は30条の部分ですよ。今の1項の観点で書いていただいていると思うんです。
1:40:01	発行とかの、ちょっと明らかに要はバツじゃない部分、多分ここ三角形的な扱いなのかなあと思うんですけどそういう部分については、ちょっとこちらの方のサマリーでもうちょっと状況がわかるようにご記載いただければなあと思うんですけど記載の充実化ってお願いしてもいいですか。
1:40:17	思考力、ミシマや、記載充実活用いたします。
1:40:21	はい。規制庁西内です。その観点その中で先ほど質問した充填ポンプ室ってどういう考え方でっていうのが、そもそもこのエリアモニターオクところの考え方はこういう考え方でっていうところがわかれば多分取ってくるのかなと思いますので、
1:40:35	ちょっとその30条にまずご記載いただく方向でちょっと充実をいただければどう思いますよろしくお願ひします。
1:40:44	よろしいですか。
1:40:51	移動を書いてくださいっていうわけではその逐条で書かれていて利用する理由をきちんと明確化する、そういった理解でよろしかったでしょうか。規制庁西内ですちょっと逆に確認ですけど逐条とおっしゃってるのは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:41:04	いうなればテンパチの、この適合方針のところを書かないかっていう意味でおっしゃってます。
1:41:11	爾見安保西方です。はい。規制庁西内です。加来までの話じゃないのかなってことは今ある程度明確に理解できたと思っているので、まずはその 30 条の要は三角上部と同じ扱いですよね。
1:41:23	そういう扱いなのかなあというふうに理解をしたところです。
1:41:27	承知いたしました。はい。なので他三角条文と同じようにコウタイの話についても、ちょっといわゆる明らかにバスじゃない部分に関して言えば、その理由はちょっとその 30 条殿様の方には追加をいただければと思いますというところをお願いをした次第でした。
1:41:47	規制庁、河内です。よろしいですか。
1:41:51	聞こえます承知いたしました。
1:41:53	はい。よろしく申し上げます。
1:41:56	衛藤さん上場関係うちからもよろしいですかね。追加で。
1:42:00	はい。
1:42:02	はい。
1:42:03	最後にちょっと草審査会、資料 4 のパワーポイントについて、
1:42:09	ちょっと確認を進めていきたいんですけど、ここまでスススこのまま進めてしまってよろしいでしょうか。
1:42:20	よろしく申し上げます。
1:42:21	はい。藤所長。
1:42:26	松葉さん。
1:42:31	衛藤規制庁ニシウチです。ちょっと資料 4 の方なんですけど、
1:42:35	衛藤、ちょっと資料をやるとあとこれは補足説明資料の方もちょっと多分セットでって話になると思うんですけど、またコメント①の部分ですね。
1:42:51	まずちょっとコメン等の若干ちょっと日本語的などところもあるんですけど、ちょっと表現をもう少し具体明確化したくてですね。
1:43:00	設計区分、まず、補足説明資料の遮へい設計基準についてというところがあるんですけど、
1:43:09	このさ、第 30 条への適合性についてというところからちょっとスタートしていただいて、
1:43:20	会話でもアノナカノから確認をさせていただいた部分だと思うんですけど、結局その 30 条への適合性の観点で、遮へい設計基準の設計区分、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:31	要は遮へい設計の観点メインに説明をされてたんですけど、結局人の作業時間とか作業内容、
1:43:38	ていうものがそもそも説明をされていなかったの、その観点を踏まえて説明してくださいね。
1:43:44	ていうコメントだったとあっていて、
1:43:46	そもそも適合性としてその遮へい設計基準遮へい設計だけじゃなくて、人の作業を時間作業内容とかの観点も含めて説明してくださいねというコメントだと思うので、まずコメント内容はそういう趣旨をちょっと明確に書いていただきたいなと思う。
1:44:01	ですけども、共通認識されてますでしょうか。
1:44:11	小出ミシマ江藤コニシ狩野。
1:44:14	その認識でございます。
1:44:16	はい。規制庁西内です。であればちょっと補足説明資料のというよりはまずその適合性に関して、遮へい設計基準について、
1:44:27	遮へい設計基準だとか遮へい設計の観点で、主に説明されているか。
1:44:33	放射線業務従事者の作業時間や作業内容をどのように考慮して、
1:44:41	1000 ヤギがそれ以降は一緒ですかね、どのように考慮して線量限度以下に管理できるものと評価したのか示すことというそういうようなイメージなのかなと思います。ちょっと日本語とかも含めて表現を直していただければと思いますけども、まずコメント内容についてちょっと表現をもう少し明確に書きたかったというところですね。
1:44:57	で、その上で回答の部分なんですけど、
1:45:01	これは補足の方とかにもちょっとついカーをいただきたいなと思っていて、
1:45:11	まず設計基準、要はまず遮へい設計基準、
1:45:16	は、ちょっと待ってくださいね。
1:45:28	甘いか。衛藤。
1:45:32	まず、遮へい設計こういう管理区分でありますよと言って、設計基準の考え方っていうところをまず具体化していただきましたよと、じゃあ、結局今、2 ポツ目の部分なんですけどね、具体的に、
1:45:46	回答の部分で言うところの、
1:45:48	2 ポツ目。
1:45:50	で、
1:45:52	2 ポツ目がちょっと薄くて、
1:45:55	要は具体的にこういうような作業を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:58	コガを想定していて、この作業はここで操作する、要は、まさに使用済み樹脂貯蔵タンク室に立ち入らないで作業ができる設計としていう具体的な内容をもう少し説明をいただきたいとっていて、
1:46:11	要は、こういう移送、基本的には移送樹脂の移送操作ですよね。
1:46:17	樹脂のイソダってそもそもこうやるよと。
1:46:20	こういう作業が必要なんだけどこういう作業を全部外でやるから、こういう設計ができてるんですけどっていうそういう具体的な内容をちょっとご説明いただかないとこれだけだと何も話が進まないと思っていてですね。
1:46:31	そういう意味では補足説明資料の方も結局同じ構成なんですけど、
1:46:38	難聴者の方にそういった内容があまり具体的には書かれてなくて、樹脂の移送操作って、今どうこうに説明があるかっていうと、
1:46:48	資料2の補足説明資料の冒頭の概要の部分ですよね。16ページから17ページ、18ページの辺り。
1:46:58	大窪でまず概略説明いただいていますよね。
1:47:01	ここの内容と、あと、
1:47:03	先ほど確認をした十条の、すみません、四国電力の折田です。すみません。ちょっと西内さんの声が途中切れてしまったので、ちょっと申し訳ないんですけど、
1:47:14	1分前からもう1回しゃべっていただけると助かるんですけども、12分前。
1:47:19	1分前、最初からですか。
1:47:23	よろしいですか。すみません。はい。衛藤、最初ちょっとどかつたかもしれないですし、はしょりますけど、端的に言うと、後ようんう後の2ポツ目の説明がちょっと薄くて、
1:47:37	要は受信操作がそもそも使用済み樹脂貯蔵タンク関係で想定してる操作がありますよねと。
1:47:44	その想定してる操作ってそもそもまずなんですかと。
1:47:47	で、それらの操作を、具体的にはその制御盤とかで操作するようにしてるっていうのがまずあるわけですよね。だから8月実際作業ができる設計っていうところが説明になるわけだと思っていて、
1:48:00	そういう意味ではまずそもそも想定してる操作なんですかと。それらをここでこういうふうにするから、だから樹脂は、丹アノ樹脂のタンク室っていうのはその立ち入り不要っていう設計にしている、
1:48:13	このタンク室前通路っていうのは、これくらいの作業量これからの作業時間なので、こういうこの遮へい設計区分でやることにしてるんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:21	という説明に繋がると私理解してるんです。
1:48:25	そういう意味では後説明資料の方もそうなんですけど、
1:48:28	ちょっと資料 2 の方のその適合性の説明でもちょっとその明確 2、説明がもう少し必要かなと思うのはですね、30 条のその適合性の中で、そういうラインでの説明をまずいただくということが必要なのかなと。
1:48:42	で、ただ具体的に受振操作とかについてはもう明確に説明いただいていて、
1:48:49	資料 2 の補足説明資料でいうと 17 ページ。
1:48:53	16 ページ 17 ページ 18 ページのところ、
1:48:58	あとは今日アノナカノからの十条の逐条も確認しましたけど、授業のところでも確認。
1:49:04	一部触れられているとっていて、
1:49:10	10 条は主に誤操作防止の観点でちょっと触れてますけど、要は、
1:49:14	10 条の誤操作防止と同じです、まず 16 条 1716、1078 ページに記載いただいているような樹脂操作っていうものを、まずはこっちの 30 条の観点で説明をいただく必要があるんじゃないかと。
1:49:29	具体的にはこういう操作を予定しているけども、これらはそれぞれこういう場所で操作をするような設計にしているんで、そもそもタンク室は立ち入りません。
1:49:37	通路っていうものはこういう操作を予定してるんだけど、代替樹脂の移送操作ってのは年間これくらいで、
1:49:44	それぞれごとに大体これくらいの時間かかるので、だからこの遮へい設計基準なる該当するんです。
1:49:50	多分そういう流れがないと、これ、
1:49:52	2 ポツは説明が多分薄いのかなってそういうふうに理解をしています。
1:49:58	というところで
1:50:00	ただ補足説明資料側の充実もちょっと必要になると思うんですけども、パーフォベースでもそういった説明はまず追加いただきたいなと思うんですけどよろしいですか。
1:50:09	あ、失礼しました。少し確認させて例えば 14 移送装置の前の部屋ってのは 2 区分でして、年間ずっと立ち入ったとしても影響ないっていうんで、
1:50:20	横山さんの計算の時間を足したとしても問題ないような区分には設定してますっていうが、制限的区分にはしておるんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:31	少しちょっとそこが違うのかなっていうふうな感じ。そうですね規制庁、西内です。すいませんその部分は三島さんおっしゃった通りでちょっとそれ自分が勘違いしてました。2 区分だから、特段要は説明必要ないわけですね、立ち入るっていうことさえわかれば、
1:50:45	ということをおっしゃりたかったってことですよね。
1:50:48	しっかりした通りです。わかりました。そういう意味で言うんだから樹脂貯蔵タンク室っていうところに立ち入らない設計としているっていうことを予定している操作を、一通りご説明をいただいてこれらをすべて制御盤とかそれは外で操作をするような設計としているので、
1:51:03	ていうとの説明が追加で必要ということかなと理解してますがよろしいですか。
1:51:08	執行力します。理解いたしました。
1:51:11	はい。そういう意味では%Ⅱはもう、161078 ページと、あとは 10 条の説明の中とかに触れられていて、もうそろっているのかなと思いますのでこの説明の中でそこも触れられ、触れてもらって、説明いただければそれでも十分なのかなというふうに理解をしますけども。
1:51:27	よろしいでしょうか。
1:51:30	施工後、その内容について、161078 イデ 3 上場にもう少し詳しく記載する。
1:51:38	そういったご指摘でよろしかったでしょうか。規制庁西内です。ちょっと明確にですけど、30 条の観点で説明いただくだけで何か詳しくというよりは、
1:51:48	30 条の
1:51:49	観点ですよ。
1:51:53	承知いたしました。そういう意味でいうと受信操作自体の説明はもう 161078 ページ目でクローズしているものと私理解しているので、30 条の観点到照らして、これらの操作を全部その外でやるので、
1:52:06	使用済み樹脂貯蔵タンクは第 4 区分として設定してますってそういうことですよ。
1:52:11	だから対応区分として成り立つんです成立するんですってそういうことなのかなと理解をしますけどよろしいでしょうか、認識は。
1:52:18	コニシゴトウです。はい。というところでちょっとその 2 ポツ目の多分充実化というところが必要なのかなあというふうにちょっと理解してマースというところがございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:27	またコメント 1 は私、コメント自体のちょっと修正も含めてですけど、概ねそこを修正いただければ十分
1:52:35	概要説明資料と、あと適合性の説明としては必要なパターンをするのかなと理解をしていますがまずそこを充実をお願いしてもいいですか。
1:52:44	しっかりお願いします。了解いたしました。
1:52:47	はい。規制庁西内です。1 回ちょっと自分全体通しちゃいますね。コメントNo.次 2 番ですけども、
1:53:04	ますですか。
1:53:52	江藤規制庁ニシウチです。
1:53:55	衛藤。
1:53:57	ちょっとまだここうわあ、
1:53:59	ちょっとすみません 1 度ヒアリングで確認したかちょっと確認していなかったら申し訳ないんですが 1 回ちょっと確認させていただきたいんですけど、
1:54:07	これ 1 ポツ目のところ補足説明資料の評価条件のところ飛んでもらっていて、具体的に 163 ページと、あと 164 ページあたりの話なのかなと思いますけど、
1:54:20	まずこの線源強度の炉心条件って書いてもらってる。
1:54:26	これは意味合いなんですけど、
1:54:30	これって、
1:54:36	これちょっと私はよく理解できてないだけだと思うんですけどスパン高度 D、炉心条件からこの 10C にたまる線量とかまでアノ
1:54:45	総積算できるってそういう理解でよかったですか。
1:54:52	スパークコードあくまで震源強度を求めた後に、
1:54:58	エレクトボールをまとめた後に、その N アノ C レートがですね、計算できると、そういったものになりまして、線源強度までを求めるコードではございません。
1:55:11	規制庁の西内です。
1:55:15	ここでおっしゃっていただいている線源強度とまず炉心そのもの話ですよね 33 次の 2-2 の表で言うと、
1:55:24	その炉心から、いわゆる受振 2、そもそも以降、移行するって言えばいい表現すればいいんですかね。その表、その評価っていうのはどういうふうやってらっしゃるんですしたっけ。
1:55:39	ここに記載燃料が 1% 破損して、
1:55:46	164 ページに拡充シートを記載してございますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:51	まだポート冷却材コガ少子喜田店等SとS1 冷却材の
1:55:58	また店頭の補足として、取りますと、
1:56:01	エミポツに恩田店等も、そういった1%発生してもらっております。そういった形で、
1:56:06	炉心から漏れたものとか、
1:56:09	そういうそういう放射線
1:56:11	物がだんだんと樹脂に捕捉されて、それをまとめて、30-2-3 等ニシウチタンクの線源強度としてございます。
1:56:22	藤規制庁ニシウチです。ちょっと樹脂のイメージが私は湧いてないだけなのかなっていう気がするんですけど。
1:56:30	衛藤。
1:56:32	だからその10Cの部分に、
1:56:34	燃料破損率1%での条件の1冷却材とかが、要は通って補修されていくわけですね。
1:56:43	それって、どの程度保守どの程度で自主取りかえるかっていう考え方はこの線源強度とかの話にはあまり効いてこないってそういうことでもいいですかね。
1:56:56	補修し切ったって言えばいいのかな。だから保守し切った条件で評価してますってそういうイメージなんですかね。
1:57:05	もう実施として
1:57:09	もう交換時期に達したというか
1:57:13	運営してそうなったものが廃樹脂としてなって戦略病棟としてると、そういった形になります。だから、規制庁ニシウチですけど、10Cからすると最大効率で、
1:57:26	補修したものを、
1:57:30	取りかえ回数分、
1:57:32	線源としてカウントしましたってそういう理解ですか。
1:57:40	しっかり少し確認させてください。
1:58:34	しっかり、少しマスキング対象になるかもしれないというちょっと前提でご説明させてください。
1:58:40	使用済み樹脂、
1:58:47	江藤規制庁ニシウチです。マスキング対象であればまずは、今のご説明は結構ですよ。お願いしたいのが、要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:57	えっとですね、コメントは概ねのこのコメント等で溜まっていると思うんですけど、そういう意味でいうと、まず、その時と当時は、炉心の評価時条件しかなかったわけですよ。
1:59:09	で、この炉心の評価時条件から結局どう繋がっているかが理解できなかったっていう部分が確認したかった趣旨なんですよ。
1:59:17	最終的な評価結果にまで、そういう意味で言うと、炉心の評価条件から、一通りでそのどういう流れで評価条件を決めていって、最終的にここにたどり着くんだっていう流れである説明いただきたいっていう部分ですよ。
1:59:30	それでは1ポツ目の部分がいきなり使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度の話から始まるんですけど、まずそもそもそういう意味でいうと
1:59:39	30-2の人数とかですかね、要は炉心からそもそもこういうところを経て来たタンクに貯蔵されていって、
1:59:47	そもそもまずまだ樹脂がどれくらい
1:59:52	さっきの補修率の話でいうと、効率的な話でいうとどれくらいの条件でやっているとかっていうのを、その中でご説明をいただきたいっていうところでちょっとお願いをしたいんですけど。
2:00:04	執行部、連絡します。ちょっと記載について検討いたします。
2:00:09	はい。情報量は概ねこちらもそろっていると思うんですけどその部分だけですかね。最初のその炉心条件というところが生きるのであればそこからの流れとして説明をいただければより明確かなというところです。
2:00:22	あれですね場合によっては
2:00:25	補足に飛ぶというよりかは、ここで使う説明に使うような説明は次のページとかでちょっとまとめて書いていただいた方が説明概要説明書として使いやすいかなと。
2:00:34	要はあちこち資料行ったり来たりすると読みづらくなってしまうので、そすと読みやすさというところはちょっとご考慮いただければ嬉しいなというところがございますよろしいでしょうか。
2:00:45	鹿野みな承知いたしました。
2:00:47	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
2:00:51	できてスタッフの方は、
2:00:55	そうですね、はい。
2:00:58	とというところでちょっとご確認をいただければと思いますよろしく申し上げます。
2:01:09	衛藤所長松田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:01:18	うん。そうですねそういう意味ですいませんコメントNo. 2については、流れっていうところで、最終的な結果にまでつなげて欲しいっていうところをお願いしてもいいですか。
2:01:33	要は第2区分の設計基準線量率であるっていうところまでつなげていただきたいんですけど。
2:01:39	仕組み承知いたしました。はい。よろしくお願いします。
2:01:45	衛藤。
2:01:46	これはコメントNo. 3のところですけども、続けてよろしいですかね。
2:01:55	はい。衛藤CONTROLLERさんの部分ですけども、
2:02:00	ここはちょっと流れがちょっとわかりづらくてですね、まず、
2:02:06	設計方針について説明することというか、
2:02:12	まずスタートは起居カーからちょっと変わってるように見えるんだけど、
2:02:16	そこってどういう意図があるんだっけっていうところで説明を求めたものだと思うんですね。
2:02:23	衛藤。
2:02:26	星カネコの鹿野関設計方針を以下に示すだけ書かれるとこれなんかもうすでに加古様は、
2:02:33	審査会合のときに説明いただいた設計方針から変わってますよね。だからその辺がわからないんですよ。
2:02:43	要は
2:02:45	コメン等としてはまず、設計方針について、許可と差異が見られるかどうかという理由なのか。
2:02:51	とかも含めて説明する古藤っていうそういうような趣旨のコメントから多分始まっていると思うので、
2:02:58	そういう部分カラーと説明
2:03:01	まず表現をいただく、その上で改めて、
2:03:07	天田清香カラー変わっているって意味で言うと、今回の申請内容に合わせて具体化しましたっていうのがまず来るわけですよ。
2:03:16	その上で、具体化する内容について改めて精査したらこういうような設計方針になりましたっていうそういうイメージの編成なんじゃないかなと思うんですけど、まずそこら辺のちょっと流れが表現されてないのでよく理解がしがたいなっていうところだったんですけど。
2:03:30	そういった流れをちょっとまたへ表現いただきたいというところろうはいかがでしょうか。
2:03:40	色電力のキムラです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:42	ですので企業カーでもこういうことを書いていて今回の工事に対して許可、許可から保守、保守としては変更してないんだけど、今回工事を
2:03:54	実施するにあたって、具体的にこういう事故を書きましたというところごろ、
2:04:00	江藤御説明。
2:04:02	させていただく、そんなイメージでしょ。
2:04:06	そうですね。ちょっとだけ待っていただいてもいいですか。
2:04:26	まず既許可からの変更点の差異っていう観点での質問、会合での確認、
2:04:33	ていうのがまずあったので、そこからですよ。あとは
2:04:38	設計方針の変更の理由について説明することっていうところも含めてですでしたけどまずはそこですねキキョカー。
2:04:45	から、どういう理由で変更してるのか一っていう部分の説明からいただいた上で、
2:04:53	結局でもその理由以外のところでちょっとこれ若干補足補正をいただくイメージなってるわけですよ。
2:05:03	要はなのでさ私の今のこのコメントについての改造っていう理解は、
2:05:08	まず、この会合の場では既許可との差異も含めて、設計方針について説明する古藤って話でしたと。
2:05:15	既許可監査員としては、菊は公開的許可をこう変えていって、そこからの差異としては今回のタンクに対する設計方針を具体化したんですっていうところでしたと。
2:05:26	具体化したというところで改めてその具体化した内容を、ヒアリングとかも含めて事実確認して、改めて確認していたところ、もう少しこうした方がいいなと思ったのでこうしまして、講師をこうやって説明させていただきますそういう何か変遷だったのかなと思うんですけど。
2:05:40	それが多分このコメント回答部分で表現いただければいいのかなと思いますけど、イメージありますかっていいですかね。
2:05:50	市職員におきますとも承知しました。許可に対して変更の財布との差異を含めてと設計方針を説明させていただいた上で、
2:06:02	このヒアリングの頭の中で、記載の充実をさせていただいたところを、その2点を記載させ、わかるように、
2:06:12	記載するのかなというふうに理解しました。
2:06:15	規制庁ニシウチですそういうイメージ等も抽象いただければそれで結構かなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:20	あとはこの部分に関して言うと、ちょっとこれは補足も含めての確認になりますけど、
2:06:25	設計方針の部分。
2:06:27	具体的に補足の方で言うと、
2:06:43	僕の方で言うと各
2:06:49	ー14、144 ページの部分ですね。
2:06:57	よろしいでしょうか。
2:07:01	四国電力木村ですよろしくお願いします。はい。この設計方針の内容なんですけど、
2:07:07	ちょっと改めてパフォを含めて確認してきた時に一応違和感があって、設計方針で要領の具体的な赤Eがここに書かれるイメージなんでしたっけ。
2:07:20	要は、主、
2:07:22	具体的な容量が入って、
2:07:24	いわゆる設計方針を踏まえて設計した結果であって、設計方針がこの自治というそういう設計なんでしたっけ。
2:07:33	ちょっと若干人間イメージが違うかなと思ってしまったっていうことなんですけど、ちょっと事実確認としてまず確認をさせてください。
2:07:40	四国電力の井手でございます。こちらの方なんですけれども、初動容量がこれぐらい、貯蔵容量を従来も記載しているというところがございましたので、
2:07:53	それと同様に記載の方をさせていただいてございます。はい。規制庁西内です。従来を理解して、十分理解した上で改めてっていう質問としてとらえていただきたいんですけど。
2:08:05	結局これはこういう設計方針なのかっていうと設計方針はどっちかっていうと、発生量は算出量を考慮して、
2:08:13	譲歩貯蔵保管できる容量とよる容量を有する設計とするみたいなそういう設計方針がまずあって、その結果としてこっちが来るイメージの方が何かスッて入ってきたんですけどちょっと改めてその意図を確認したいっていうところですね。
2:08:27	そういう意味ではちょっと四国電力の説明方針の中でさっき既許可から変わってるけどっていうのはいや今回の申請に合わせて具体化したんだよって話があったので、あまりその従来の
2:08:38	ものにとられるというよりは、正しく設計方針を記載いただければいいのかなとちょっと思っていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:44	そういう意味ではちょっとその改めて見たときにちょっと違和感があったので、念のため四国電力のイトウを確認しておきたかったというところでございます。
2:08:53	はい。四国電力の井手でございます。今後のおっしゃる通り今後の使用済み樹脂の発生量とか考慮しますと、今回 77 立米のタンクを増設することによりまして十分な容量が確保できると。
2:09:06	ということでこちらとしましては 3 基の合計貯蔵容量を記載することで、設計の内容がわかるかなと思って記載させていただいたものでございます。
2:09:19	を、井戸といたしましてはおっしゃっていただいた通り解釈の書かれている通り発生量等を考慮して貯蔵できる容量を確保するというのが大きな考えではございます。以上です。
2:09:37	はい。衛藤。
2:09:39	規制庁西内ですけど。
2:09:42	すいません。結局設計これはこれが設計方針なんですってそういう回答ですが今の、
2:09:48	いや、結局今の回答はよく理解が外に対してよく理解ができなくて、ここ、今書いているものが設計方針ってということなんですってという回答でしたか。
2:09:58	それともいや大枠としては発生量排水を考慮して、十分な容量を有するってというのが設計方針なので修正しますってどっちの回答でしたかね。
2:10:10	別に今結論を出していただく必要はないので、必要に応じてご検討いただければいいのかなと思いますけど。
2:10:18	はい。すいません四国電力根井でございます。ちょっと持ち帰らせていただければと思います。
2:10:24	はい。
2:10:25	規制庁西内です他のところも含めてあまり自治を変えているっていうか、あれですね利子だけ変えて、設計方針なるかっていうところですよ。まず、
2:10:34	例えば、まず考えた設計方針なので、まず法設計の考え方がまずあった上で、具体的にこういう電池にしますっていう流れで書くんだったらまだ理解できるかなっていう気はしますけど。
2:10:45	ちょっとそこら辺の考え方も含めてかなあとと思いますね。
2:10:50	ちょっと 5 件、ご確認いただければと思いますがよろしいですか。
2:10:57	四国テレビでございます承知いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:59	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
2:11:04	はい。
2:11:07	あとは、
2:11:10	123 に関しては私は概ね以上でして、あとはちょっと審査会合パワーポイントというところであと2点お願いしたいんですけども、まず、スケジュールを、
2:11:21	ちょっとご記載いただきたいなあと思っていて、
2:11:24	初回の審査会合が、の方のパワーポイントでも、スケジュールについてちょっとご説明をいただいていると思うんですけど、
2:11:34	はい。スケジュールについても会合の実績とかも含めてちょっとご説明をお願いしたんでよろしいでしょうか。
2:11:47	四国電力の木村です。スケジュールのイメージは工事の実施時期、以降
2:11:54	初回でご説明したところと認識してますが阿蘇アノ1のイメージですよ。失礼します。
2:12:03	初回あれですね。
2:12:04	だけでしたね。すいません。イメージは審査スケジュールのイメージですね。
2:12:10	或いは四国電力として希望しているスケジュールとかがあって、まさに1月許可希望しているところがあると思うんですけど、
2:12:17	それでいついつ申請して、
2:12:19	いついつ許可希望してますよっていうヒアリングしてもらったようなスケジュールの線表のイメージですね。
2:12:25	今回の資料で言うと資料3ですかね。
2:12:28	資料3をちょっと線表にしてもらって新生児期と。
2:12:32	あと初回会合、あとは今回介護、
2:12:36	あとは、認識許可希望時期ぐらいのようなそういう線表のイメージがちょっといただきたかったなというところがございます。
2:12:45	電力側で承知しましたヒアリングの実績とかも含めて資料3の情報を簡略化して、1枚ずつ追加するという認識でよろしかったですか。
2:12:56	規制庁西内ですヒアリングの実績は細かいからいいかなという気はします。
2:13:02	申請と初回会合と、もう公開関係あと補正予定してるっていうことであれば補正実機、あとは許可時期ぐらいのイメージ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:12	補正は予定であれば予定でも結構ですけどそれからの情報、最大限それから情報量かなという気はしてます。
2:13:19	四国電力のキムラで承知しました。
2:13:22	はい。できればあれですね冒頭でちょっと説明いただいた方がわかりやすいですかね。要は初回会合をここにやってコメントいただいたので今回、その回答の対応ですっていうところも含めて乗ってもらった方がわかりやすいかなという気もしますけど。
2:13:36	いえ場所はお任せしますが、最初から最後かなっていうところではい。ご検討いただければと思います。
2:13:44	よろしいでしょうか。
2:13:48	職人力まで承知しました。
2:13:50	はい。規制庁西内ですよろしく。
2:13:54	2点と言いましたが3.で失礼しました。
2:13:56	2点目ですね、他の会合で説明いただいている、今回の申請の概要ですね。
2:14:06	初回の会合パワーポイントで言うと具体的には、
2:14:19	2ページ目、3ページ目、4ページ目、5ページ目。
2:14:24	これぐらいの情報量とき参考としては再掲いただいてもいいですか。
2:14:31	何かあったときにこれがあったとき、方がお互い説明もしやすいし確認もしやすいかなと思いますので、
2:14:38	四国電力木村です。参考としてAとCの末尾の方につけるイメージ。でよろしかったですか。はい、吉井です改めて説明いただく必要はないと思ってますので、
2:14:47	表記いたしました。はい。ありがとうございます。これも参考でなんですけど、
2:14:54	設置許可の各基準規則への適合性の説明あるじゃないですか。
2:15:02	これらの初回会合資料でいうと、
2:15:04	6ページ目から10ページ目でつけてもらってる部分なんですけど、
2:15:09	ここについてもまずはつけていただきたいと思っていて、基本参考扱いで結構かなと思うんですけど。
2:15:16	なぜかっていうと初回から若干設計方針変わってる部分もありますよね。
2:15:21	ていうところで最終的なサマリーとして更新版はつけておいていただきたいなあというところなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:28	何もし各逐条で何か議論をしたいなと思ったときにそのサマリーがあるところにも導入しやすいですお互いが入りやすいのかなというところで、
2:15:36	パワーポイント上にも表現をいただきたいんですけどお願いしてもいいですか。
2:15:42	四国電力キムラで承知しました工事概要と合わせて参考という位置付けで後ろにつけるというところでは対応いたします。はい。規制庁西内です。その上でなんですけど、
2:15:54	タブーのところに関してははですね、主たる要件までは要求事項なのでもう変わることはないと思うんですけど設計方針の部分ですよ。
2:16:03	ここに関しては、具体的に最終的にはテンパチNo頭で各条文への適合性の設計方針書いていただくとおもうんですけど、
2:16:13	そこに間そこに書いてある内容を、ある程度トモウラいただくような形で表現をいただきたいなあと考えてますと、それは多分、現行すでにそうなってると思うんですけどそこは改めてちょっと認識し、意識した上でちょっとした必要に応じて修正をいただきたいなと思えますけどお願いしてもいいですか。
2:16:33	電力の木村です。申請書の逐条といえますか、設計のための適合方針に記載しているところそちらの方にも最新版っていうか現状版を記載させていただくというところでは、記載させていただきたいと思えます。
2:16:50	そうか。
2:16:52	そっか。すいません規制庁西内です。
2:16:55	すいません。あれですね、どうしようかな。
2:16:58	6 ページ目から 10 ページ目というよりかワー
2:17:02	いや、すみません 14 ページ目以降の方がいいかなってちょっと思いました。
2:17:08	ていうのも、
2:17:11	意図してたのはどっちかっていうと
2:17:14	三角条文についても、三角の理由がちよつと変わってくると思うんですよ。特に 29 条あたりとかは割とここに書いてる内容が若干変わっていくのかなあという気がしていて、もちろん四国電力としては内容を変えてるつもりじゃなくて表現ぶりを見直しするってことだと思うんですけど。
2:17:31	そういう意味でちよつとまず三角も含めて、
2:17:36	パワーポイント上に 3 枚として示していただきたいなど。
2:17:39	丸の部分については、いわゆる許可のテンパチ許可申請書の添発に表現されているような、適合性適合のための設計方針が記載される。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:51	で、それ以外の三角条文については今まさに補足説明の方にも書いてもらっていると、通り許可の範囲内である旨の説明が記載される。
2:18:00	そういった内容のものをちょっと、記載いただければなと思っていてそういう意味では6ページ目から10ページ目と14ページ目以降両方っていうよりは、一つの表でもうまとめて表現いただければそれでもいいんじゃないのかなという気がしてるんですけど。
2:18:17	お願いしてもいいですか。
2:18:19	はい。中国電力のキムラ承知しました。丸上部については、向後と新居の方針も記載させていただいてますけど、
2:18:29	こちらにつきましては軟膏に対する適合みたいな、
2:18:34	形で記載した方が良いのか、もうちょっとこうまとめて、まとめて書けるかどうかと現状ちょっと難しいですけどどういうふうに記載し、
2:18:45	出しましょう。規制庁西内です。丸の方はこう単位で書いていただきたいなあと考えていて交代でサマリーとして書いていただければ結構かなと。1字1句許可のテンパチの申請書にも書いてる内容を書けというよりもサマリーとして、
2:18:59	単位で様書いていただければ結構かなと思ってますが、よろしいでしょうか。
2:19:05	四国電力キムラですはい承知いたしました。
2:19:08	そういう意味で表の体裁はお任せしますが14ページ目以降の表で丸の部分はちょっと備考の部分が厚くなるのか、もしくは6ページ目から10ページ目の表に参画を追加いただくのか、どちらかなあとと思います。
2:19:25	四国電力儀間ですはい。了解いたしました。
2:19:28	はい。
2:19:29	そういったところでちょっとO×三角の定義の話前なんかどうこうっていうことではないので、14ページのこの凡例の説明も含めて必要というよりはどっちかっていうとその、
2:19:41	300以上の条文について、具体的に、要は今回全く関係ない情報を除いて具体的にどういう考えなんだっけっていうのをちゃんと最後様として残しておきたいというところでご理解をいただければと思います。
2:19:53	ただ私としてはイメージは6ページから10ページ目以降に参画追加してもらった方が何か明確かなという気はしますけど、そこは最後は四国電力の説明の仕方ですのでそこはお任せをできるおまかせをします。
2:20:04	よろしいでしょうか。色塗るキムラキムラです。了解しました。×の上部については必須ではないというところで理解しましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:20:14	西さんがおっしゃっていただいた、前の方の表に、
2:20:19	後の方の江藤の中から三角条文を抜いてきて出すのかなというイメージなのかなというふうに考えてますが、こちらで検討したいと思います。
2:20:29	はい。規制庁、西内ですよろしく申し上げます。
2:20:32	今日お話しさせていただいた点をちょっと反映いただければ、パワーポイントが用意しようとしては概ね形にはなってくるのかなというところで、基本的には補足説明資料で確認をしてる内容をちょっとこっちにもちゃんと反映してくださいねというところ。
2:20:48	あと一部ちょっと補足説明資料も含めてちょっとご検討ください。ご確認くださいねというところでお伝えしたところでした。
2:20:54	私からは通しでは以上ですけど、介護保険、
2:21:00	規制等のナカノです。
2:21:01	江藤先ほど西内の方からお話があったと思うんですけど、概要の説明資料のコメント3のところなんですけど、一応念のための確認なんですけれども、ニシウチの方から、コメントの内容について流れがわかるようになってというような話をさせていただきましたけれども、
2:21:18	コメント3については、
2:21:21	江藤3項目、コメントさせていただいてそれに対する回答があるというふうに認識してますけれども、それぞれの3項目について明記いただく予定であるという認識でよろしかったでしょうか。
2:21:39	本部では、金融機構さん。
2:21:41	質問事項が三つあったんですけど、
2:21:51	四国電力のキムラですか。すいません。3項目というのは、既許可との差異が、を含めてというところと、
2:22:03	今回の工事を踏まえて、
2:22:10	今回のヒアリングを踏まえてこのように方針については記載を、
2:22:16	見直させていただきましたというところと、
2:22:19	最終的には、
2:22:22	見直した設計方針に対して、割と具体的にこういうことですよというところを説明し、というそういうことの3点と理解をしたのでいいですか。
2:22:34	うん。
2:22:36	すいません。今話していただいたのっていうのは基本的に
2:22:41	コメント3の部分の今回いただいている資料と資料4、5ページのところの部分の話なのかなと思ってまして、コメント3に対する回答っていうのが、その以降6ページ、7ページも続いていると思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:57	6 ページ 7 ページについても私の方から会合で確認させていただいた時っていうのは、いただいた内容、
2:23:04	っていうのは、
2:23:06	その増設Ⅱの考慮についての話。
2:23:09	と、あとは漏えいしがたい事についての確認っていうところがあったと思うんですね。その3点を今ちょっと私の方で意識させていただいたんですけれども、
2:23:21	今私が申し上げた3項目ってのはそういった内容についての内容でした。
2:23:31	今、説明資料だと28はい。
2:23:35	28条の適合方針について説明することっていうところで、今の三つの回答の内容がすべて0とまとめられている。
2:23:43	と思いますので、それぞれの項目についてコメントがあったということを認識していただいているかなというところの確認でした。
2:24:10	ここのキムラです。趣旨としましては今回ちょっと適合のための設計方針を説明することというコメントをまとめさせていただいてるんですけれどもこのコメントを、
2:24:21	ちょっと細分化した上で、それぞれのコメントに対して、回答ページを設けて説明をこのコメントごとに分けてさせていただくという出資でよろしかったでしょうか。
2:24:39	規制庁の仲です。はいでもその認識で、
2:24:43	います。例えば、
2:24:47	加藤です。
2:24:48	すいません少々お待ちください。
2:24:56	食料、ありがとうございます。ですので既許可との記載の辺が違うところについてご説明させていただくというところと、
2:25:09	増設の考慮を、についても
2:25:14	ご説明させていただくというところではい。承知しました。
2:25:21	うん。規制庁西内ですけど最初に私が言ったままというよりは、さっき長野が言いましたけど、結局から差異がないっていうのは大きくその中で二つありますよっていうことはちゃんと意識してくださいねというそういうコメントととらえていただければいいのかなと思います。
2:25:38	要はそういう二つの観点でコメントしたので、その二つの間で回収できるようにちゃんと説明してくださいねっていうだけの話と思えば、はい。いいのかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:47	で、そこを、コメント 3 と 4 って二つに分けるかっていうところですけど、そこは説明のしやすさの観点なので、お任せでいいかなと思いますけど。
2:25:56	多分分けて回答しようとする逆になんかぶつ切りになっちゃうのでっていうところもあるので、まとめちゃっていいかなと思いますけど、少なくとも二つの観点があるところ、ご認識をお聞きいただければというそういうコメント等もとらせていただければと思います。よろしいですか。
2:26:13	四国電力、熊田です。承知いたしました。はい。許可のところを柵目国家であつたりとか同様検出できる設計というところ。
2:26:23	が書いてないところを記載したとか、そういうところをについて、どういう考えかというところをご説明はさせていただこうというふうに思います。
2:26:32	はい。規制庁西内ですけど、基本的にその場で回答いただいている内容もあろうかと思いますがそこも含めて改めて全体像っていうことですよ。特にこの 28 条の設計方針は大きく
2:26:44	そのあとの事実確認をちょっと追加具体化して四国電力の方がそういうふうにするって話もあったので、その部分の内容も含めてわかるように説明をいただければ結構だと思いますよろしくお願ひします。
2:26:57	四国電力まで承知しました。
2:26:59	はい。規制庁西内です。
2:27:02	パワーポイント関係はほかに規制庁側からありますか。
2:27:11	ないと思います。
2:27:14	はい。
2:27:15	はい。まず今日は、今日はここまでと言いつつ結局この時間までですけど、今日はここまでのちょっとヒアリングということでさせていただいて、ちょっと必要があればまた改めて木曜日ということでもちょっとお話をさせていただければと思います。
2:27:31	まずここまで、全体通してですけど、何。
2:27:36	規制庁側から、全体としてよろしいですか。
2:27:39	はい。
2:27:40	四国電力側から全体通して何かありますか、ここまで。
2:27:44	四国電力の木村です。ちょっと前にちょっと回答を待っていたた、
2:27:51	三条の条文整理のところ、重量比みたいなところの記載できないかというところのコメントいただいたところをちょっと系統について、こういう記載でいいかというところを確認させていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。はいどうぞ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:08	四国電力平戸です。江藤先ほどコメントいただいていたところで
2:28:15	タンクの重量が増えても、
2:28:17	江藤。
2:28:19	影響が無視できるほど小さいというところで具体的な数字をとということであったので
2:28:26	武と原子炉補助建屋の重量比を当間程度かがわかるように、追加で記載し、
2:28:35	逐条の備考欄で追加で記載させていただきたいと思っています。
2:28:41	以上です。
2:28:43	はい。規制庁西内です。そうですねちなみに、
2:28:48	補助建屋の重量なんですかね来るべきなのは、結局これ評価してるのって、原子炉建屋とかといった原子炉建屋補助建屋タービン建屋と一体でやってるわけじゃないんですけど、
2:29:00	補助建屋単位でやってるんですけど。
2:29:05	四国電力木戸です。
2:29:07	これ、地質の断面として見ているので原子炉建屋であったりタービン建屋その他もろもろの施設すべてをモデル化した上での評価となっております。以上です。
2:29:18	規制庁西内ですそうですね最終的な支持力っていうのは、建屋単位なんですか。
2:29:26	要は補助建屋、タービン建屋とかそういう単位なんですかそれともそこら辺のまとめて一つの躯体として見てるんですかね。
2:29:33	四国電力です。最終的な支持力としては建屋の底面を見ているので建屋単位で立つこと、出しております以上です。規制庁ニシウチ今建屋単位とおっしゃった補助建屋内っちゅうことですか。
2:29:49	はい。小西加藤です。金城ニシウチですわかりましただから需要期の話でもう建屋間補助建屋等の比較で、内容にもそぐってる訳っていうそういう理解をすればいいっちゅうことですね。
2:30:03	はい、ご認識の通りです。規制庁西内です理解しました。私はイメージ合ってますか何か規制庁側から他にありますか。よろしいですか。
2:30:11	はい。
2:30:12	はい。改めて四国電力が全体として何か現時点でありますでしょうか。
2:30:21	役員さん。
2:30:25	四国電力の木村です。失礼しました。撮影の時間とかにつきましては何時から。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:37	イメージありますでしょうか。規制庁西内です。ちょっとこの後また事務的に東京支社の方を通じて調整をさせていただいてもよろしいでしょうか。
2:30:46	四国電力まで承知いたしました。
2:30:48	はい。他にヒアリング内容的なところで全体としてありますか。
2:30:56	思考力ミシマです。29条について少し認識をさせていただきたいんですけど構いませんでしょうか。
2:31:05	ありませんでしょうか。はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。29条で今の文書で読めるかどうかというのは今確認中ではあるんですけども
2:31:17	想定の話として仮に0に変更させていただいた場合のその記載の方針というか、
2:31:25	程度としては築城については季節、
2:31:29	同じようなこれまでの29条の説明方針を、
2:31:33	申請した上で、
2:31:34	補足説明資料の中で、例えばSRTはこういった場所に設置する図面といったものをお示しするな。
2:31:43	そういう形になるのかなというふうに考えておるんですけども、いかがでしょうか。
2:31:48	はい。規制庁西内ですけど。
2:31:51	多分そこは片側キャスク建屋の時、
2:31:55	2、何説明してるかにもよると思うんですけど、ちょっと今、ちょっとすみません私も今ほぼ最終的な、これをもの見えてるかちょっとわからないのであれなんですけど、以下タカハシきちよ、ちょうど大木カセ、
2:32:07	建屋屋外の建屋の時ですが、その設計方針しか記載いただいてないですよ。
2:32:14	それがあれば、それ以上の記載は多分ないのかなっていう気はしていてそこは今日そちらからご説明いただいた指針の考え方ですよ。いわゆる線量の評価を審査員たち求めるものではないとまで審査で言い切ってるもの、指針に行ってるものに対してそれ以上何か追加が必要かということはないと思いますけども、
2:32:34	施行日をします承知いたしました。
2:32:37	はい。
2:32:38	江藤。改めて全体通してですけど、四国電力側から今日時点で何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:45	あ、すみません読んでモリタですけれども、1点だけお聞きしたいんですけどもそれちょっと、私がですねちょっと外せない打ち合わせがあって、今ちょっと5条の話で、ちょっと、
2:32:55	聞いている内容として既許可で防護されてるAB内に設置することを備考欄に追記するというコメントを受けてるというのをちょっと確認したんですけど。
2:33:06	これについて、今の備考欄で方針制において増設する、塩見次長さんも同様に既存の原子炉補助建屋内に設置することかなと。
2:33:14	へビー内に同様に、要は守られた蝦名に設置するということを書いているんですけども、この記載でやっぱり足りないという。
2:33:22	確認でしょうか。
2:33:24	えーとですね規制庁ニシウチです。ちょっと分子多分日本語的な話なのかなと思うんですけど、
2:33:30	今許可の設計方針においてっていうふうに書いて表現してる部分って、損傷した場合を考慮して必要な機能を確保するなどの対応を行う設計としているってここまでですよ。
2:33:44	で、
2:33:45	津波による影響等から隔離可能な設計として既存の原子炉補助金補助建屋内に設置する対応っていう部分が明確に効く許可の設計方針においてっていうところにかかってないので、ちょっと
2:33:57	そこがちょっと曖昧に読めてしまうんですけどっていうそういう充実化のお願いでした。
2:34:04	わかった症例の方です1回文節文章といったような文章が消えてるんで、ここでカラーの後で、その対応とは、
2:34:14	改めて、
2:34:16	津波による影響等から隔離家の設計としている機能の減少となっていないところも、企業間の設計方針に書いてあるっていうような修飾語をつけないと、
2:34:27	今のままでは曖昧ですよっていうコメントですか。イエスで結構です。はい。表現の話だけでございます。
2:34:36	はい、了解しました修正しておきます。規制庁ニシウチで一応補足までですけど、別に工場なんか問題視してるかというそういうわけではなくてですね。
2:34:44	どちらかというと29条とかの非架空のサインと話をしてた部分でして、要は結局今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:54	11 ページのところのフローのところでは基準適合性確認結果に影響するかっていう話で今フローが分かれてるんですよと。ただ影響するかしらないかじゃなくて、先日少なくともヒアリングで事実確認した際の私たちの共通認識としては、
2:35:10	ここはあくまで単純に範囲内かどうか、読めるかどうかでそれだけがメルクマールなのかなと理解していましたと。
2:35:17	その観点で読んでいた時に五条のこの部分とかが、ちょっと既許可の範囲内なのか外なのかっていうのが文章上ちょっと不明確な表現になっていたのでもその修正をお願いしたというところでございます。
2:35:28	よろしいでしょうか。答弁に対するご回答ありがとうございます。趣旨理解しました。はい。規制庁西内です。
2:35:36	改めて全体として四国電力が何かありますでしょうか。
2:35:45	電力の木村です。こちらからははい。衛藤。以上でございます。
2:35:49	はい。規制庁側からまず全体通してよろしいですか。はい。じゃあ今日のヒアリングはこれ資料にしたいと思いますありがとうございます。
2:35:59	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。